

# 第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画



平成30年3月  
芦屋市

#### 【芦屋市民憲章】

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

## はじめに



芦屋市では、平成27年3月に「芦屋市障害児（者）福祉計画第6次中期計画」、「芦屋市第4期障害福祉計画」を策定し、障がい福祉に関する様々な施策に取り組んでまいりました。

平成28年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、本市におきましては、障がい者差別解消支援地域協議会を設置し、障がいを理由とする差別の解消に取り組むとともに、平成29年4月には「心がつながる手話言語条例」を制定し、手話への理解を深め、普及に努めているところです。

国においては、平成28年6月に「児童福祉法」が改正され、児童発達支援センターの設置や保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置等、障がいのある児童への支援の提供体制の整備等を計画的に推進するため、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

このような背景のもと、このたび障がいのある人・障がいのある児童の自己決定の尊重と意思決定支援、地域共生社会の実現に向けた取組、障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援等を柱とした「芦屋市第5期障害福祉計画・芦屋市第1期障害児福祉計画」を策定いたしました。

今後も『障がいのある人もない人も、住みなれた地域で自分らしく輝いて暮らせるまち』を目指し、地域共生社会の実現に向けた、「我が事・丸ごと」の地域づくりと包括的な支援体制の構築を推進していくため、市民の皆さま、関係各位と連携し取り組んでまいりますので、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、アンケート調査やインタビュー調査などに貴重なご意見をいただきました市民の皆さま、事業所の皆さまをはじめ、計画策定にご尽力いただきました、本計画策定委員会の委員の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成30年3月

芦屋市長

山中 健



## 【目次】

第1章 計画の背景 .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置付け .....	2
3 計画の策定体制 .....	4
4 計画の期間 .....	6
5 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正について .....	7
第2章 芦屋市の現状 .....	8
1 芦屋市の人口の状況 .....	8
2 障がい者手帳所持者数の推移 .....	10
3 障がいのある児童の就学状況 .....	19
4 障がいのある人の求職状況 .....	21
5 65歳以上の障がいのある人の介護保険サービスへの移行状況 .....	22
第3章 障がい福祉サービス等の現状 .....	23
1 障がい福祉サービス .....	23
2 居住系サービス及び指定相談支援(サービス等利用計画作成) .....	25
3 障がい児支援 .....	26
4 地域生活支援事業 .....	27
5 アンケート調査の結果 .....	30
6 インタビュー調査の結果 .....	37
第4章 成果目標の設定 .....	46
1 施設入所者の地域生活への移行 .....	46
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	47
3 障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備 .....	48
4 福祉施設から一般就労への移行 .....	49
5 障がい児支援の提供体制の整備等 .....	51

第5章 障がい福祉サービス等の見込量の設定 .....	53
1 法定サービス .....	53
2 地域生活支援事業 .....	65
第6章 計画の推進に向けて .....	71
1 生活の自立を支える場の確保 .....	71
2 サービス提供事業所間及び地域資源とのネットワーク .....	71
3 人材の確保・育成 .....	72
4 障がいの理解促進 .....	72
5 相談窓口や制度に関する広報・周知活動の充実 .....	73
6 地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の地域づくりの取組 .....	73
第7章 計画の推進体制 .....	74
1 庁内の推進体制 .....	74
2 地域との連携 .....	74
3 県及び近隣自治体等との連携 .....	74
4 計画の進行管理 .....	74
資料編 .....	75
1 芦屋市第5期障害福祉計画等策定経過 .....	75
2 芦屋市障害福祉計画策定委員会設置要綱 .....	76
3 芦屋市第5期障害福祉計画策定委員会委員名簿 .....	78
4 芦屋市障害福祉計画推進本部設置要綱 .....	79
5 芦屋市障害福祉計画推進本部員名簿 .....	82
6 芦屋市障害福祉計画推進本部幹事会委員名簿 .....	83
7 芦屋市社会福祉審議会規則 .....	84
8 芦屋市社会福祉審議会委員名簿 .....	85
9 用語解説 .....	86

※マークのあるものについては、巻末に用語説明を加えています。

**注意：「障害者」の「害」表記について**

芦屋市では、心の※バリアフリーを推進するため、「障害者」等の「害」の字の表記については可能な限りひらがなで表記するか、ほかの言葉で表現しますが、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や固有名詞については変更せずに引き続き「害」の字を使っています。

# 第1章 計画の背景

## 1 計画策定の趣旨

芦屋市障害福祉計画は「\*障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、国の\*基本指針に即して障がいのある人の地域生活や一般就労などの支援に向けて目標を設定するとともに、障がい福祉サービス等の見込量の設定やその基盤整備に向けた方策などを定めるものです。

また、平成28年の障害者総合支援法及び\*児童福祉法の一部改正により、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「障害児福祉計画」という。）を定めるものとされたため、「芦屋市障害児福祉計画」を策定します。なお、障害児福祉計画は、障害福祉計画と一体のものとして作成することができることから、本市では、今期より「芦屋市障害福祉計画」と「芦屋市障害児福祉計画」を一体のものとして策定します。

\*地域共生社会の実現に向け、障がいのある人及び障がいのある児童（以下「障がいのある人等」という。）の\*ニーズ等を踏まえつつ、これからの本市における障がいのある人等の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等に係る平成32年度（2020年度）末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス及び障害児通所支援等を計画的に推進するため「芦屋市第5期障害福祉計画」及び「芦屋市第1期障害児福祉計画」（以下「芦屋市第5期障害福祉計画等」という。）を策定します。

障害者総合支援法の基本理念：

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること。

児童福祉法の基本理念：

児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努め、ひとしくその生活を保障し、愛護すること。

芦屋市障害者（児）福祉計画第6次中期計画の基本理念：

障がいのある人もない人も、住みなれた地域で自分らしく輝いて暮らせるまち 芦屋  
～私もあなたも主人公になれるまちをめざして～

## 2 計画の位置付け

この計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。なお、障がいのある人等の福祉全般に関わる計画として、\*障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」である「芦屋市障害者（児）福祉計画」を策定しており、本計画はそのうち、障がいのある人等の地域生活支援等に係る数値目標に関する事項を定める計画です。

(参考)

- 障害者基本法第 11 条第 3 項

「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。」

- 障害者総合支援法第 88 条第 1 項

「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。」

- 児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項

「市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。」

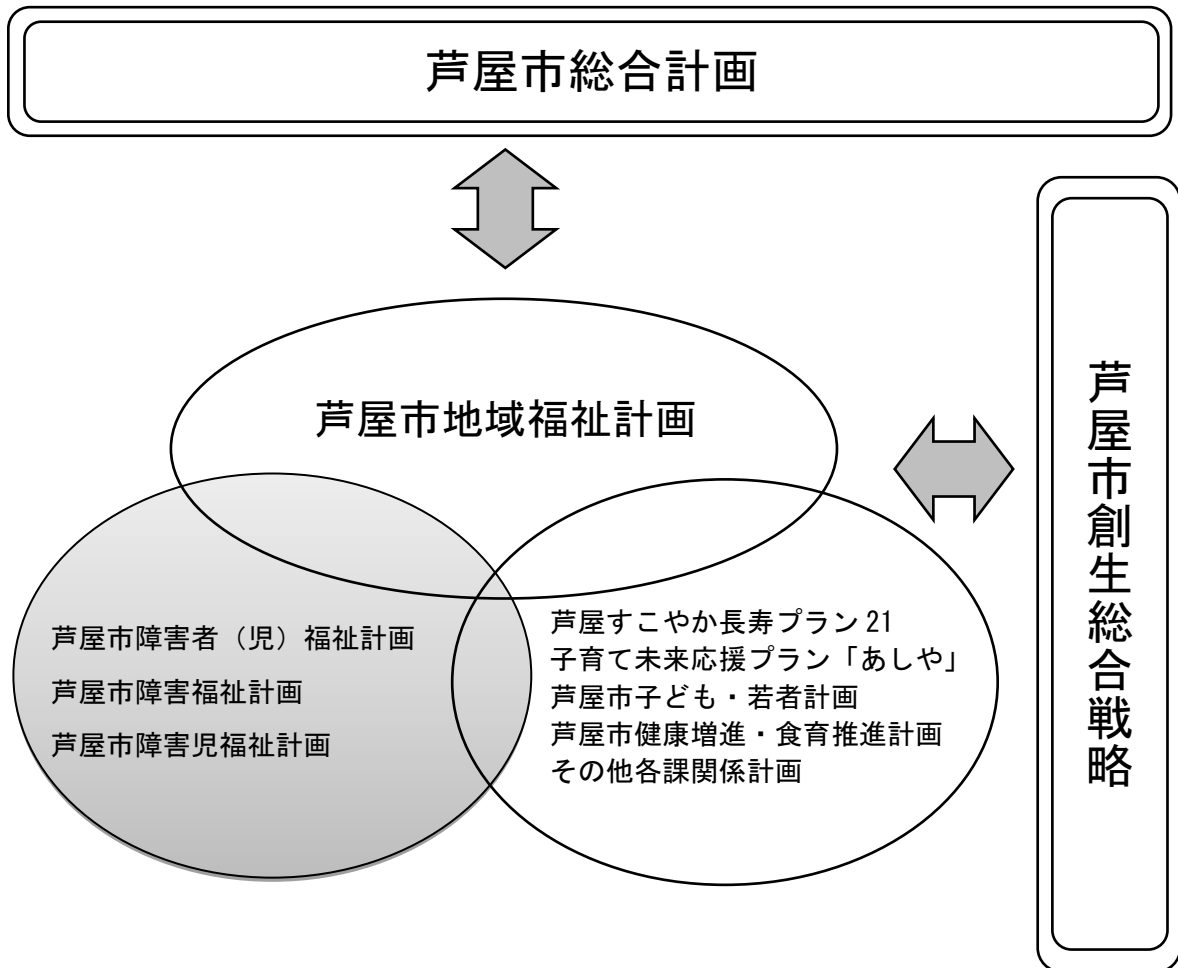
- 第 5 期障害福祉計画等に係る国の基本指針（基本理念）

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画を作成することが求められています。

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援



【計画の位置づけ】



### 3 計画の策定体制

#### (1) 学識経験者，市民等による策定体制

計画の策定に当たり，学識経験者，保健・医療関係者，障がい者団体，社会福祉団体等のほか，公募の市民の参画を得て「芦屋市障害福祉計画策定委員会」を組織し，第5期障害福祉計画等の内容の検討を行いました。

#### (2) 庁内検討体制

庁内においては「芦屋市障害福祉計画推進本部」を組織し，検討を行いました。

#### (3) アンケート調査，事業所インタビュー調査の実施

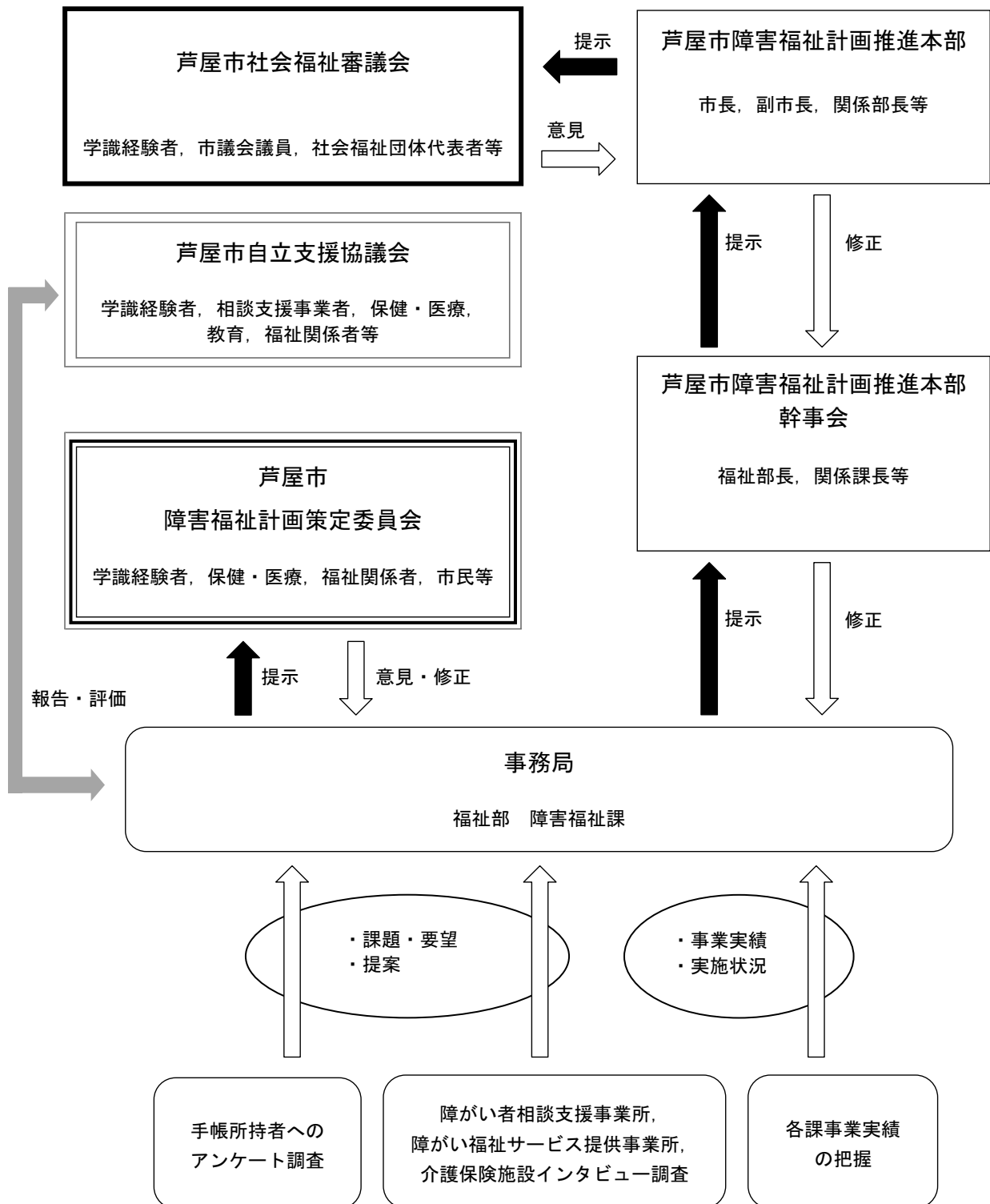
計画の策定に当たり，その基礎資料とするため，障がい者手帳所持者を対象にアンケート調査を実施しました。

また，※障がい者相談支援事業所，障がい福祉サービス提供事業所及び※介護保険施設にインタビュー調査を実施し，現状や課題の把握を行いました。

#### (4) 事業実績，実施状況の把握と検証

第4期障害福祉計画の事業実績，実施状況を把握し，計画の評価機関である自立支援協議会において意見をいただきました。

【計画の策定体制】



## 4 計画の期間

この計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度（2020 年度）までの 3 年間とします。

ただし、社会情勢の変化や法制度の改正、第 4 次芦屋市総合計画など関連計画の見直しが行われ、計画内容に変更の必要性が生じた場合は、計画期間中であっても適宜、必要な見直しを行うものとします。

平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
芦屋市障害者（児）福祉計画 第 6 次中期計画					
芦屋市第 4 期障害福祉計画			芦屋市第 5 期障害福祉計画		
			芦屋市第 1 期障害児福祉計画		

## 5 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 65 号）として、平成 28 年 6 月 3 日に公布されました。一部の規定を除き、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとされています。

主に、「障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるような支援・サービスの充実と見直し」、「障がいのある児童の支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充」、「サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等」の 3 点について改正されています。

### ● 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（概要）

#### 1 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65 歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

#### 2 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

#### 3 サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

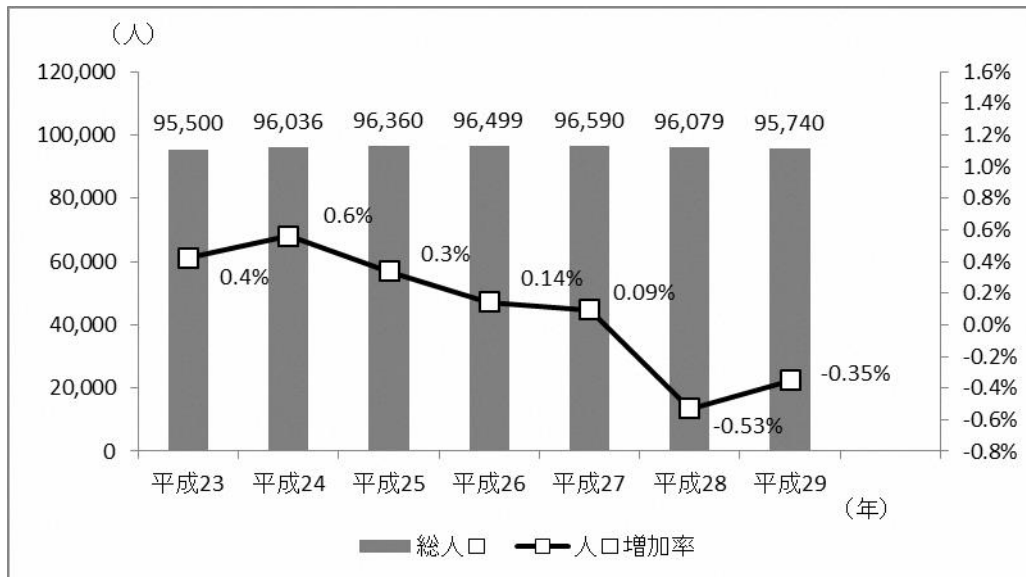
\* 平成 30 年 4 月 1 日施行 （2 (3) については、平成 28 年 6 月 3 日施行）

## 第2章 芦屋市の現状

### 1 芦屋市の人口の状況

芦屋市の総人口の推移をみると、総人口は微増傾向で推移してきましたが、平成26年からは概ね横ばいで推移しており、平成28年以降は微減となっています。年齢区別に人口の推移をみると、「65歳以上」人口は増加傾向となっており、高齢化率は平成29年で28.0%となっています。一方、「0～14歳」人口の比率は平成26年から微減傾向にあり、平成29年は13.0%となっています。

【総人口の推移】



【年齢階層別総人口（年少人口・生産年齢人口・老年人口）】

(人)

	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
総人口	95,500	96,036	96,360	96,499	96,590	96,079	95,740
0～14歳	12,955	13,017	13,009	12,915	12,842	12,621	12,412
15～64歳	60,701	60,386	59,543	58,573	57,944	57,114	56,549
65歳以上	21,844	22,633	23,808	25,011	25,804	26,344	26,779
比率							
0～14歳	13.6%	13.6%	13.5%	13.4%	13.3%	13.1%	13.0%
15～64歳	63.6%	62.9%	61.8%	60.7%	60.0%	59.4%	59.1%
65歳以上	22.9%	23.6%	24.7%	25.9%	26.7%	27.4%	28.0%

【年齢階層別総人口（18歳未満人口・18～64歳人口・65歳以上人口）】

(人)

	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
総人口	95,500	96,036	96,360	96,499	96,590	96,079	95,740
0～17歳	15,279	15,378	15,466	15,457	15,493	15,311	15,106
18～64歳	58,377	58,025	57,086	56,031	55,293	54,424	53,855
65歳以上	21,844	22,633	23,808	25,011	25,804	26,344	26,779
比率							
0～17歳	16.0%	16.0%	16.1%	16.0%	16.0%	15.9%	15.8%
18～64歳	61.1%	60.4%	59.2%	58.1%	57.2%	56.6%	56.3%
65歳以上	22.9%	23.6%	24.7%	25.9%	26.7%	27.4%	28.0%

資料：住民基本台帳・外国人登録人口 各年3月末日現在

\* 割合（％）表示している場合は、小数点2位（極小の変化の場合は3位）以下を四捨五入した表示としている関係から、割合を足し合わせても100%とならない場合があります

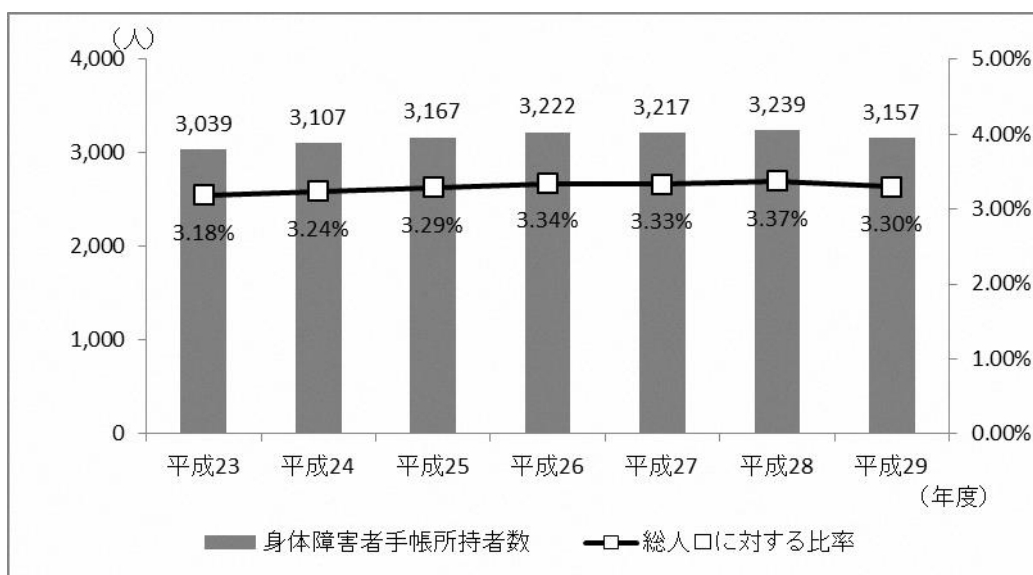
## 2 障がい者手帳所持者数の推移

### (1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成28年度が最も多く、平成29年度は3,157人と減少しています。総人口に対する比率は横ばい傾向にあり、平成29年度は3.30%となっています。

年齢区分別でみると、「18歳未満」の手帳所持者数については、平成29年度は47人となっており、横ばい傾向にあります。一方、「18歳以上」については、平成28年度は増えていますが、平成29年度は3,110人と減少しています。

【身体障害者手帳所持者数】



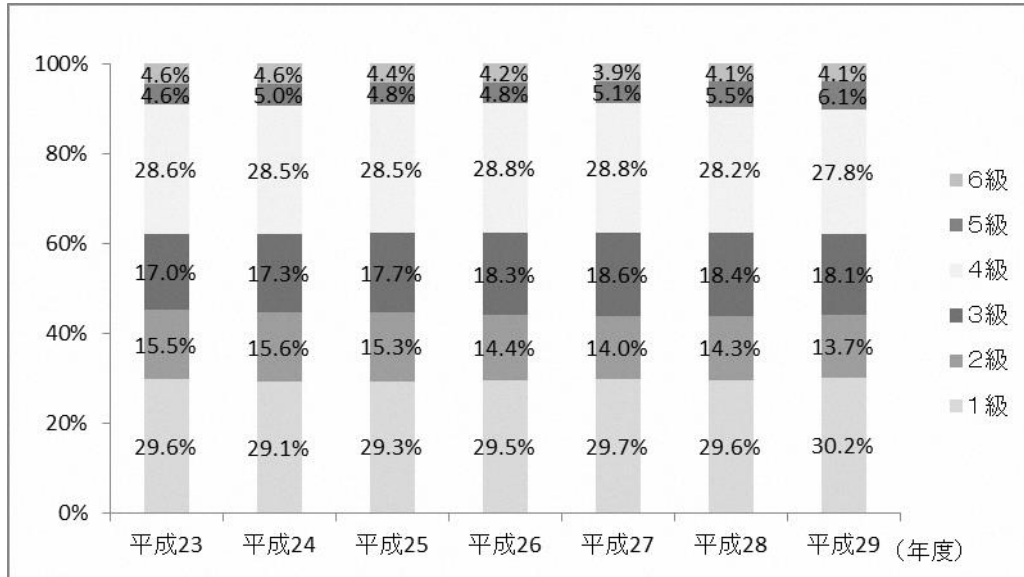
		(人)						
		平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
総数		3,039	3,107	3,167	3,222	3,217	3,239	3,157
	18歳未満	45	46	46	46	47	46	47
	18歳以上	2,994	3,061	3,121	3,176	3,170	3,193	3,110

資料：障害福祉課 各年度4月1日現在



身体障害者手帳所持者の等級別構成比の推移をみると、平成27年度から横ばい傾向にあります。平成29年度については、『重度』（「1級」と「2級」の合計）が43.9%、『中度』（「3級」と「4級」の合計）が45.9%、『軽度』（「5級」と「6級」の合計）が10.2%となっています。

【等級別構成比】



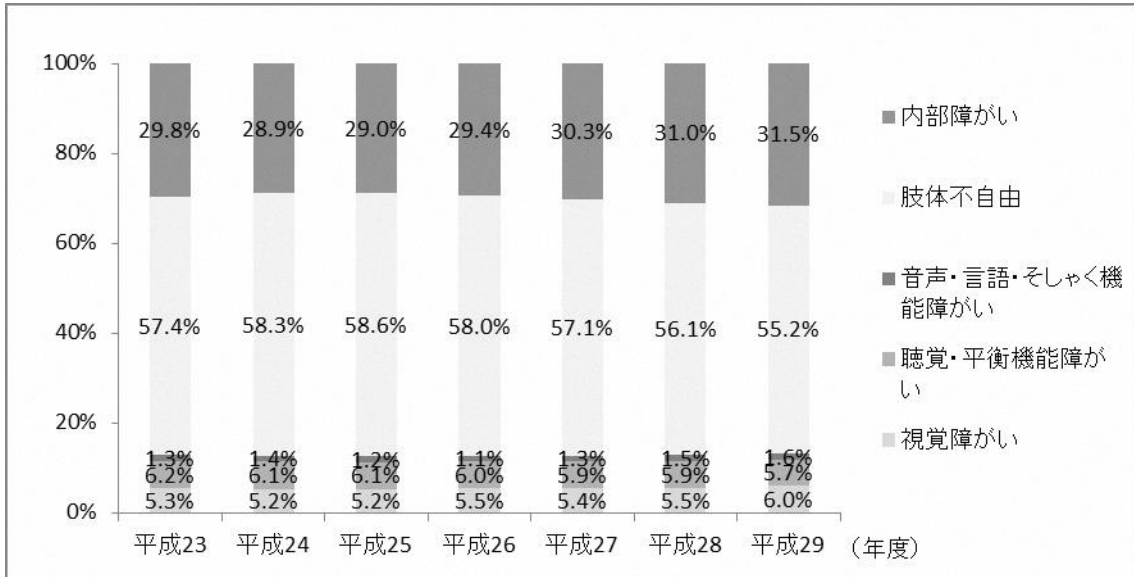
(人)

	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
総数	3,039	3,107	3,167	3,222	3,217	3,239	3,157
1級	900	903	927	952	956	958	952
2級	471	486	485	463	450	463	434
3級	517	538	560	591	597	596	572
4級	870	884	904	928	926	912	877
5級	140	154	153	154	163	177	194
6級	141	142	138	134	125	133	128

資料：障害福祉課 各年度4月1日現在

一方、障がいの種類別構成比の推移をみると、「肢体不自由」が全体の約6割、「内部障がい」が約3割、それ以外を合わせて約1割で推移してきていますが、「肢体不自由」がやや減少傾向にあり、「視覚障がい」や「音声・言語・そしゃく機能障がい」の割合がやや増加しています。

【障がいの種類別構成比】



(人)

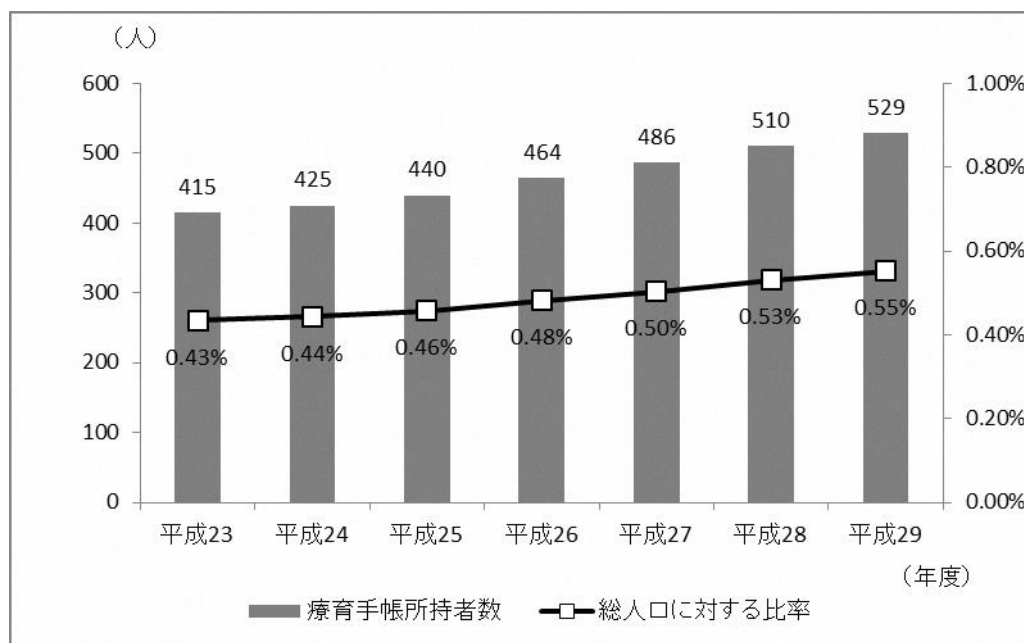
	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
総数	3,039	3,107	3,167	3,222	3,217	3,239	3,157
視覚障がい	162	163	165	176	174	179	189
聴覚・平衡機能障がい	187	189	193	194	191	192	180
音声・言語・そしゃく機能障がい	40	44	37	36	41	47	49
肢体不自由	1,744	1,812	1,855	1,868	1,836	1,817	1,743
内部障がい	906	899	917	948	975	1,004	996

資料：障害福祉課 各年度4月1日現在

## (2) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は一貫して増加傾向で推移しており、平成29年度で529人となっています。「18歳未満」は平成27年度からは微増、「18歳以上」は大きく増加しています。また、総人口に対する比率も増加傾向であり、平成29年度は0.55%となっています。

【療育手帳所持者数】

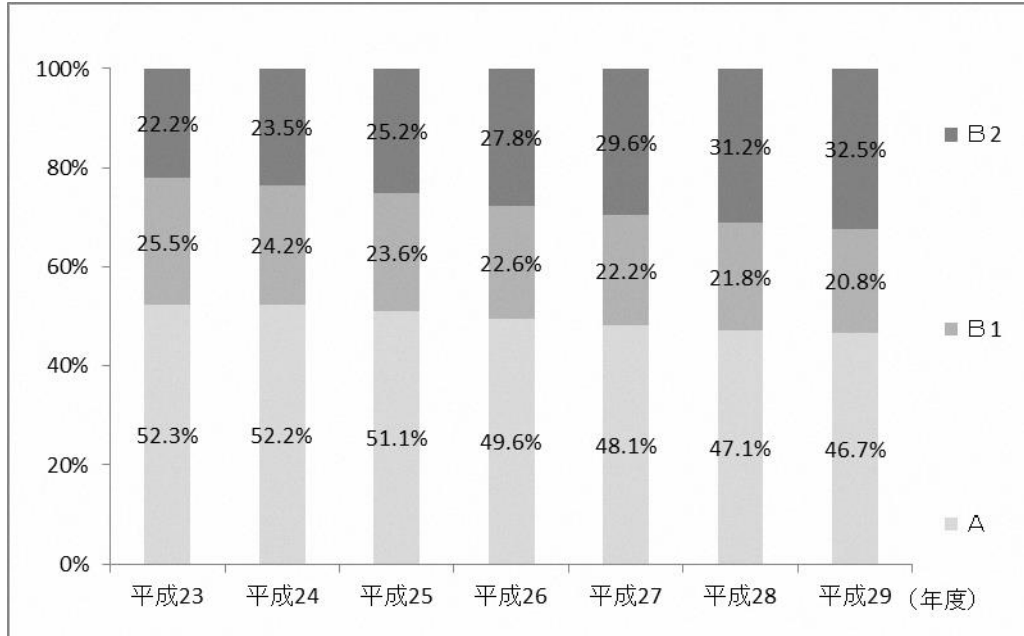


		(人)						
		平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
総数		415	425	440	464	486	510	529
	18歳未満	137	137	145	163	162	170	179
	18歳以上	278	288	295	301	324	340	350

資料：障害福祉課 各年度4月1日現在

等級別構成比の推移をみると、「A（重度）」及び「B1（中度）」の割合が微減し、「B2（軽度）」の割合が増加しています。

【等級別構成比】



(人)

	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
総数	415	425	440	464	486	510	529
A	217	222	225	230	234	240	247
B1	106	103	104	105	108	111	110
B2	92	100	111	129	144	159	172

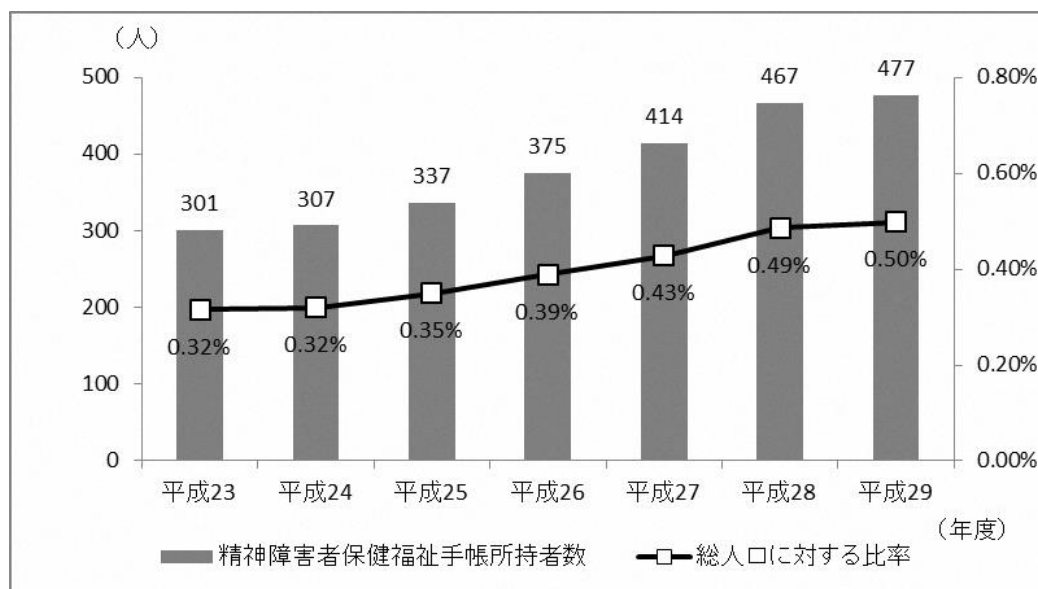
資料：障害福祉課 各年度4月1日現在

### (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成29年度では477人となっています。また、総人口に対する手帳所持者数の比率も増加傾向にあり、平成29年度で0.50%となっています。

なお、精神障がいのある人について、自立支援医療（精神通院）の受給者数でみると、手帳所持者数よりも多く、平成27年度以降1,000人を超え、平成29年度は1,085人となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数】

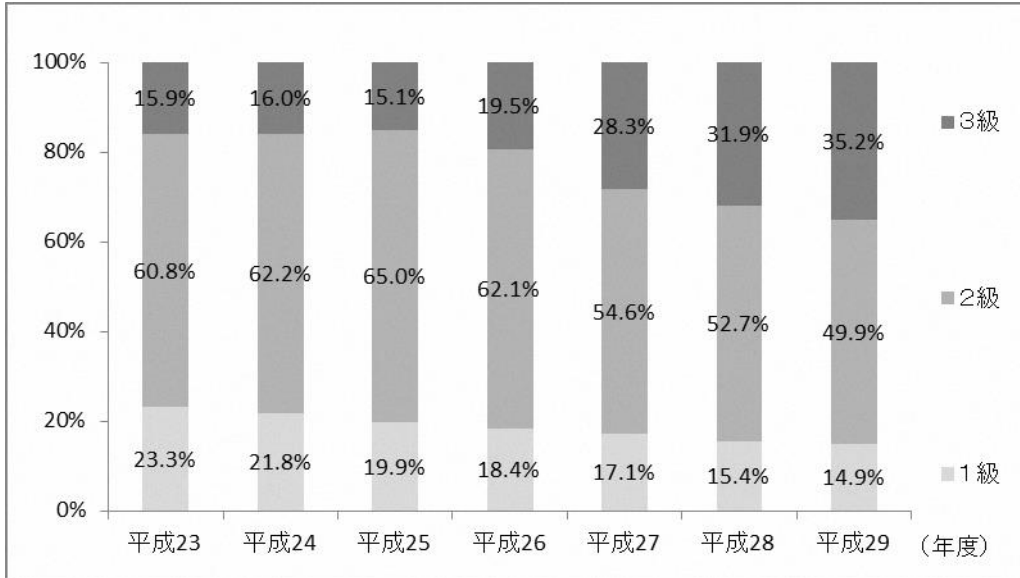


	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
精神障害者保健福祉手帳	301	307	337	375	414	467	477
自立支援医療(精神通院)	730	735	794	911	1,123	1,044	1,085

資料：障害福祉課 各年度4月1日現在

等級別構成比の推移をみると、「1級（重度）」及び「2級（中度）」の割合は減少し、「3級（軽度）」の割合は大きく増加しています。

【等級別構成比】



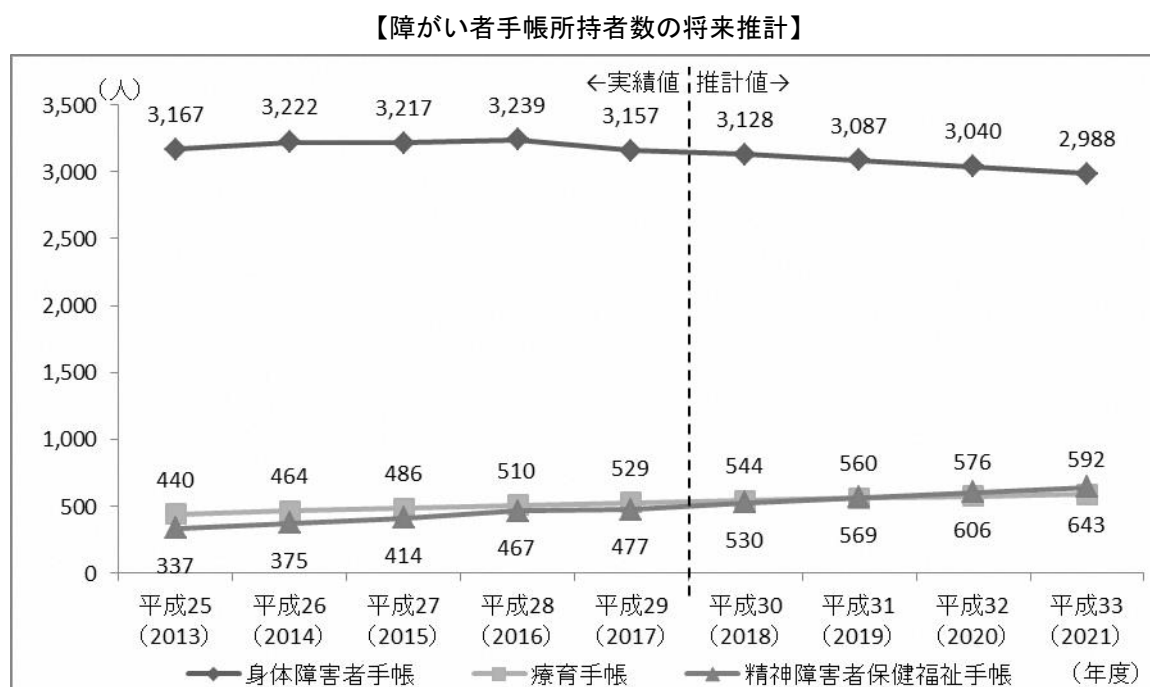
(人)

	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
総数	301	307	337	375	414	467	477
1級	70	67	67	69	71	72	71
2級	183	191	219	233	226	246	238
3級	48	49	51	73	117	149	168

資料：障害福祉課 各年度4月1日現在

## (4) 障がい者手帳所持者数の将来推計

人口の動きについて第4期障害福祉計画期間中に変化があり、見直す必要があることから将来人口を再推計しています。障がい者手帳所持者数の将来推計では、身体障害者手帳所持者は平成25年度から減少傾向にあることを受けて計画期間中減少していきます。一方、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は、人口減を受けて伸び率は減少しますが、それぞれの手帳所持者数が第4期障害福祉計画期間中に増加していることを受けて、計画期間中増加していく結果となります。



人口の将来推計

←実績値 推計値→

	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	平成32 (2020)	平成33 (2021)
総人口	96,360	96,499	96,590	96,079	95,740	95,348	94,938	94,476	93,971
0～17歳	15,466	15,457	15,493	15,311	15,106	14,794	14,480	14,177	13,835
18歳以上	80,894	81,042	81,097	80,768	80,634	80,554	80,458	80,299	80,136
(参考)高齢化率	24.7%	25.9%	26.7%	27.4%	28.0%	28.5%	28.9%	29.2%	29.6%

資料：住民基本台帳 各年度4月1日現在

手帳所持者数推計

←実績値 推計値→

	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	平成32 (2020)	平成33 (2021)
身体障害者手帳	3,167	3,222	3,217	3,239	3,157	3,128	3,087	3,040	2,988
増減率	—	1.7%	-0.2%	0.7%	-2.5%	-0.9%	-1.3%	-1.5%	-1.7%
0～17歳	46	46	47	46	47	46	46	45	45
18歳以上	3,121	3,176	3,170	3,193	3,110	3,082	3,041	2,995	2,943
療育手帳	440	464	486	510	529	544	560	576	592
増減率	—	5.5%	4.7%	4.9%	3.7%	2.8%	2.9%	2.9%	2.8%
0～17歳	145	163	162	170	179	181	185	189	192
18歳以上	295	301	324	340	350	363	375	387	400
精神障害者保健福祉手帳	337	375	414	467	477	530	569	606	643
増減率	—	11.3%	10.4%	12.8%	2.1%	11.1%	7.4%	6.5%	6.1%

資料：障害福祉課 各年度4月1日現在

\* 総人口は、各年度末現在の年齢別住民基本台帳人口の実績値より、コーホート変化率法により毎年度の推計人口を算出しています

\* 手帳所持者数の推計値は、実績値／年齢人口で出現率を算出し、それを年齢別将来推計人口に乗じて算出しています



### 3 障がいのある児童の就学状況

#### (1) 特別支援学級・通級指導教室への就学状況

平成29年5月時点の\*特別支援学級・通級指導教室への就学状況をみると、特別支援学級については小学校で58人、中学校で25人となっており、平成27年と比較すると小学校・中学校ともに増加しています。一方、通級指導教室については、小学校で19人、中学校で4人となっており、小学校では大きく増加しています。

#### 【特別支援学級・通級指導教室への就学状況】

小学校における推移

(学級, 人)

		学級数			児童数		
		平成27	平成28	平成29	平成27	平成28	平成29
特別支援学級	知的障がい	8	8	8	24	25	23
	自閉・情緒障がい	7	8	8	19	24	25
	肢体不自由	4	5	5	6	6	7
	弱視	0	1	1	0	1	1
	難聴	1	1	1	1	1	1
	病弱	0	1	1	0	1	1
	合計	20	24	24	50	58	58
通級指導教室	学習障がい・注意欠陥 多動性障がい等	2	2	2	11	13	19

中学校における推移

(学級, 人)

		学級数			生徒数		
		平成27	平成28	平成29	平成27	平成28	平成29
特別支援学級	知的障がい	4	2	4	12	9	17
	自閉・情緒障がい	2	2	2	6	9	6
	肢体不自由	2	2	2	3	2	2
	弱視	1	0	0	1	0	0
	難聴	0	0	0	0	0	0
	病弱	0	0	0	0	0	0
	合計	9	6	8	22	20	25
通級指導教室	学習障がい・注意欠陥 多動性障がい等	1	1	1	5	2	4

資料：教育委員会 各年5月1日現在

## (2) 特別支援学校への就学状況

平成29年5月時点の特別支援学校への就学状況をみると、「知的障がい」については、41人となっており、近年大きな変化はありません。また、「視覚」「聴覚」「肢体不自由」については、就学はありません。主な就学先としては、兵庫県立芦屋特別支援学校、伊丹市にある兵庫県立阪神昆陽特別支援学校へ就学しています。

【特別支援学校への就学状況】

(人)

		視覚	聴覚	知的障がい	肢体不自由
保・幼稚部	平成27	0	0	0	0
	平成28	0	0	0	0
	平成29	0	0	0	0
小学部	平成27	0	0	11	0
	平成28	0	0	7	0
	平成29	0	0	6	0
中学部	平成27	0	0	11	0
	平成28	0	0	10	0
	平成29	0	0	12	0
高等部	平成27	0	0	23	0
	平成28	0	0	25	0
	平成29	0	0	23	0
合計	平成27	0	0	45	0
	平成28	0	0	42	0
	平成29	0	0	41	0

資料：教育委員会 各年5月1日現在

## (3) 医療的ケアの必要な児童の状況

平成29年10月時点の医療的ケアの必要な児童（0～18歳）は、導尿5人、胃ろう2人、呼吸器・酸素3人となっています。年齢や必要とされる医療的ケアの種類は、ばらつきが見られます。

【医療的ケアの必要な児童の状況】

(人)

	0～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	合計
導尿	4	1	0	0	5
胃ろう	0	2	0	0	2
呼吸器・酸素	2	1	0	0	3
合計	6	4	0	0	10

資料：障害福祉課 平成29年10月現在

## 4 障がいのある人の求職状況

平成 29 年 10 月時点の西宮公共職業安定所における市内在住者の登録状況をみると、「身体障がいのある人」が 126 人、「知的障がいのある人」が 91 人、「精神障がいのある人」が 128 人、「発達障がいのある人」が 2 人、「難病のある人」が 2 人となっています。

「就業中」の状況をみると、「身体障がいのある人」が 78 人で 61.9%、「知的障がいのある人」が 64 人で 70.3%、「精神障がいのある人」が 65 人で 50.8%となっており、登録者に占める就業中の割合については、「身体障がいのある人」「知的障がいのある人」は 6 割を超えています。

一方、「精神障がいのある人」については、「求職中」が 46 人で 35.9%となっており、ほかの障がいと比べ高い割合となっています。

なお、「発達障がいのある人」「難病のある人」については、登録者数としては少ないですが、今後増えていくことが見込まれます。

【市内在住者の登録状況】

	就業中		求職中		保留中		登録者
	人	%	人	%	人	%	人
身体障がいのある人	78	61.9	30	23.8	18	14.3	126
知的障がいのある人	64	70.3	22	24.2	5	5.5	91
精神障がいのある人	65	50.8	46	35.9	17	13.3	128
発達障がいのある人	0	0.0	2	100.0	0	0.0	2
難病のある人	1	50.0	1	50.0	0	0.0	2
合計	208	59.6	101	28.9	40	11.5	349

資料：西宮公共職業安定所 平成 29 年 10 月現在

\* 登録者のうち、「就業中」は現在就業している人、「求職中」は仕事が見つからない人、「保留中」は病気や障がいの悪化などの理由により職業紹介の対象にならない人をそれぞれ表しています

## 5 65歳以上の障がいのある人の介護保険サービスへの移行状況

65歳以上の障がいのある人について\*介護保険サービスへ移行した人数をみると、平成27年度は一部の移行にとどまり、平成28年度以降、移行者は0人となっています。

介護保険サービスへの移行対象となる人数は、今後も一定数が見込まれ、少ないながらも丁寧な対応が求められると考えられます。

【65歳以上の障がいのある人の介護保険サービスへの移行状況】

	←実績値   見込値→ (人)					
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
身体障害者手帳所持者	5	0	1	3	3	2
移行者	4	0				
療育手帳所持者	0	0	1	0	1	0
移行者	0	0				
精神障害者保健福祉手帳所持者・ 自立支援医療受給者	4	3	2	1	3	3
移行者	2	0				

資料：障害福祉課 平成29年10月現在

\* 複数手帳所持者もいるため延べ人数

\* 現在の利用サービスが、同行援護、就労系サービス、施設入所、療養介護の人数は除く

## 第3章 障がい福祉サービス等の現状

### 1 障がい福祉サービス

#### (1) 訪問系サービス

居宅介護を含む訪問系サービスの時間数は、計画値を大きく上回っており、中でも同行援護の利用時間数が平成27年度と比較して大きく伸びていることから、視覚障がいのある人の社会参加の機会が増加していると考えられます。また、重度訪問介護については、利用人数に大きな変化はありませんが、重度の障がいのある人が地域で生活するためには、長時間のサービスが必要であるため、利用時間数は平成26年度と比較して大きく伸びています。

【訪問系サービスの実績値・計画値の比較】

		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画
訪問系サービス	人/月	128	117	141	137	139	145
	時間/月	3,124	2,690	3,878	3,266	3,977	3,584
居宅介護	人/月	107		119		115	
	時間/月	1,610		1,794		1,801	
重度訪問介護	人/月	6		7		7	
	時間/月	1,277		1,773		1,759	
同行援護	人/月	15		15		17	
	時間/月	237		311		417	
行動援護	人/月	0		0		0	
	時間/月	0		0		0	
重度障害者等包括支援	人/月	0		0		0	
	時間/月	0		0		0	

\* 数値は年間利用量の月平均値

\* 「人/月」は1月当たりの利用人数の平均を、「時間/月」は1月当たりの総利用時間数を表します

## (2) 日中活動系サービス及び訓練・就労系サービス

日中活動系サービスの生活介護、療養介護は、ほぼ計画通りに推移しています。

訓練・就労系サービスの就労移行支援、就労継続支援A型が大きく伸びており、一方で就労継続支援B型が計画値を下回っています。第4期障害福祉計画では生活介護から就労継続支援B型への移行が見られましたが、さらに一般就労への意欲が強まっていると考えられます。

【日中活動系サービス及び訓練・就労系サービスの実績値・計画値の比較】

		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画
日中活動系サービス							
生活介護	人/月	142	160	146	143	150	144
	人日/月	2,845	2,972	2,898	2,966	2,953	2,987
療養介護	人/月	5	4	6	5	6	5
短期入所	人/月	32	23	35	34	38	36
	人日/月	203	141	215	223	218	236
訓練・就労系サービス							
自立訓練(機能訓練)	人/月	2	0	2	3	1	3
	人日/月	26	0	25	51	18	51
自立訓練(生活訓練)	人/月	5	4	6	6	8	6
	人日/月	105	101	126	127	119	127
就労移行支援	人/月	13	15	17	12	17	12
	人日/月	219	244	307	193	321	193
就労継続支援(A型)	人/月	29	17	41	29	47	32
	人日/月	545	266	741	568	821	627
就労継続支援(B型)	人/月	81	74	81	89	88	98
	人日/月	1,338	1,284	1,347	1,506	1,498	1,658

\* 数値は年間利用量の月平均値

\* 「人/月」は1月当たりの利用人数の平均を、「人日/月」は1月当たりの平均延べ利用日数を表します

## 2 居住系サービス及び指定相談支援（サービス等利用計画作成）

計画相談支援については、計画相談支援の利用が必要なすべての方に導入済です。ただし、各個人の状況に応じてモニタリング期間を設定しているため、計画数値に届いていません。

地域移行支援については、芦屋健康福祉事務所、\*障がい者基幹相談支援センターとともに平成27年度から\*精神障がい者地域移行推進連絡会議を立ち上げており、地域移行支援の促進をさらに図っていきます。

地域定着支援についても、\*地域生活支援拠点等に設置予定の24時間相談窓口を活用する等、体制整備を進めていきます。

【居住系サービス及び指定相談支援の実績値・計画値の比較】

		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画
居住系サービス							
共同生活援助	人/月	37	46	37	39	41	43
施設入所支援	人/月	69	74	66	68	67	66
指定相談支援							
計画相談支援	人/月	101	367	124	197	121	267
地域移行支援	人/月	0	5	0	3	0	6
地域定着支援	人/月	0	5	0	1	0	2

\* 数値は年間利用量の月平均値

### 3 障がい児支援

障害児相談支援については、障害児相談支援の利用が必要なすべての方に導入済みです。児童発達支援は、利用人数は横ばいですが、利用日数は増加傾向です。また、放課後等デイサービスは、事業所数の増加に伴い、利用する障がいのある児童数も年々増加しています。

【障がい児支援の実績値・計画値の比較】

		平成26年度	平成27年度		平成28年度	
		実績	実績	計画	実績	計画
障害児相談支援	人/月	44	39	35	39	26
児童発達支援	人/月	39	39	37	39	41
	人日/月	357	338	399	374	442
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	64	79	33	112	35
	人日/月	528	652	286	907	306
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0
障害児入所支援	人/月	0	0		0	
	日/月	0	0		0	
医療型障害児入所支援	人/月	0	0		0	
	日/月	0	0		0	

\* 数値は年間利用量の月平均値

\* 平成26年度は児童福祉法上のサービスの計画を立てる必要がなかったため、計画数値はありません



## 4 地域生活支援事業

### (1) 必須事業

#### ① 相談支援事業

自立支援協議会は、平成 28 年度から開催回数を 2 回から 3 回とし、地域の課題解決への取り組みを検討し、障がいのある人の支援体制の整備に努めています。

障がい者基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援体制の強化に向け、人材育成、事業所への研修等を行っています。また、障がい者基幹相談支援センター等機能強化事業において、阪神南<sup>※</sup>障害者就業・生活支援センター内に本市担当の就労支援員を常勤で配置し、就労促進を図っています。

【相談支援事業の実績値・計画値の比較】

			平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			実績	計画	実績	計画	実績	計画
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所	4	5	4	4	4	4
	自立支援協議会		実施	実施	実施	実施	実施	実施
	基幹相談支援センター		設置	設置	設置	設置	設置	設置
	基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1

#### ② 成年後見制度利用支援事業

<sup>※</sup>成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成 28 年に施行されたことを受け、<sup>※</sup>成年後見制度の周知等に努めることで、利用者が多くなってくると考えられます。

【成年後見制度利用支援事業の実績値・計画値の比較】

		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画
成年後見制度利用支援事業	件/年	2	2	3	3	3	4

### ③ 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚障がいのある人が医療機関を利用する際や学校での福祉学習，市が主催するイベントなど必要に応じて手話通訳者，要約筆記者等派遣を行っています。

手話通訳設置事業については，障害福祉課に手話通訳者を1名設置しています。

【意思疎通支援事業の実績値・計画値の比較】

			平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			実績	計画	実績	計画	実績	計画
意思疎通支援事業	手話通訳設置事業	人/年	1	1	1	1	1	1
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/年	201	252	247	204	258	210

### ④ 日常生活用具給付等事業

自立生活支援用具は，見込量を大きく下回る実績となっていますが，毎年一定数の利用があります。在宅療養等支援用具，情報・意思疎通支援用具，排泄管理支援用具は，見込量を上回る実績となっています。

【日常生活用具給付等事業の実績値・計画値の比較】

			平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			実績	計画	実績	計画	実績	計画
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	5	2	5	4	3	4
	自立生活支援用具	件/年	6	17	10	25	12	31
	在宅療養等支援用具	件/年	18	13	15	16	28	18
	情報・意思疎通支援用具	件/年	36	19	27	20	26	20
	排泄管理支援用具	件/年	1,143	1,116	1,051	1,065	1,127	1,070
	住宅改修費	件/年	2	2	2	2	0	2

### ⑤ 手話奉仕員養成研修事業

平成27年度より手話奉仕員養成研修事業を実施し，11人が手話奉仕員として登録されています。今後，手話奉仕員の活躍の場が必要となってきます。

【手話奉仕員養成研修事業の実績値・計画値の比較】

			平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			実績	計画	実績	計画	実績	計画
手話奉仕員養成研修事業	人/年			11	15			

## ⑥ 移動支援事業

移動支援事業は、利用人数は増加していますが、計画相談支援の利用により、移動支援を利用した余暇活動以外の日中活動の利用が増えたことで、1人当たりの利用時間数は減少しています。

【移動支援事業の実績値・計画値の比較】

		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画
移動支援事業	時間/年	37,416	30,434	36,810	42,113	39,641	47,672
	人/年	112	90	172	118	188	123

## ⑦ 地域活動支援センター

地域活動支援センターの実利用者数には大きな変化はありませんが、市外の地域活動支援センターの利用が増えたことで、実績値が増加しています。

【地域活動支援センターの実績値・計画値の比較】

			平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			実績	計画	実績	計画	実績	計画
地域活動支援センター	I型	箇所	1	1	1	1	1	1
	II型	箇所	1	0	1	1	2	1
	III型	箇所	3	2	6	3	6	3

## (2) 任意事業

日中一時支援事業は、放課後等デイサービスを利用する障がいのある児童が増えており、減少傾向にあります。

生活訓練等事業については、平成27年度と比較して訓練回数は減少していますが、障がい児機能訓練の利用者は年々増加し、計画値を上回っています。

【任意事業の実績値・計画値の比較】

		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画
訪問入浴サービス事業	回/年	65	78	89	83	116	105
更生訓練費給付事業	人/年	13	4	19	5	19	5
自動車運転免許取得費助成事業	人/年	0	1	2	1	1	2
自動車改造費助成事業	人/年	2	2	0	2	1	2
日中一時支援事業	回/年	2,014	2,485	1,865	2,878	1,525	3,012
	人/年	61	42	55	86	55	90
生活訓練等事業	回/年	1,577	1,420	1,693	1,687	1,636	1,735
	人/年	176	60	205	175	211	176

## 5 アンケート調査の結果

### ■ 調査の目的

本調査は、芦屋市第5期障害福祉計画等の策定に当たり、障がい福祉サービスの利用実態や障がい福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるための基礎資料とすることを目的として実施しました。

### ■ 回収結果

調査対象者数 (配布数)	回収数	回収率
1,370	761 (うちメール回答5)	55.5% (前回46.8%)

\*芦屋市在住(居住地特例含む)で65歳未満の障がい者手帳(身体障害者手帳,療育手帳,精神障害者保健福祉手帳)所持者の中から無作為に抽出しています。

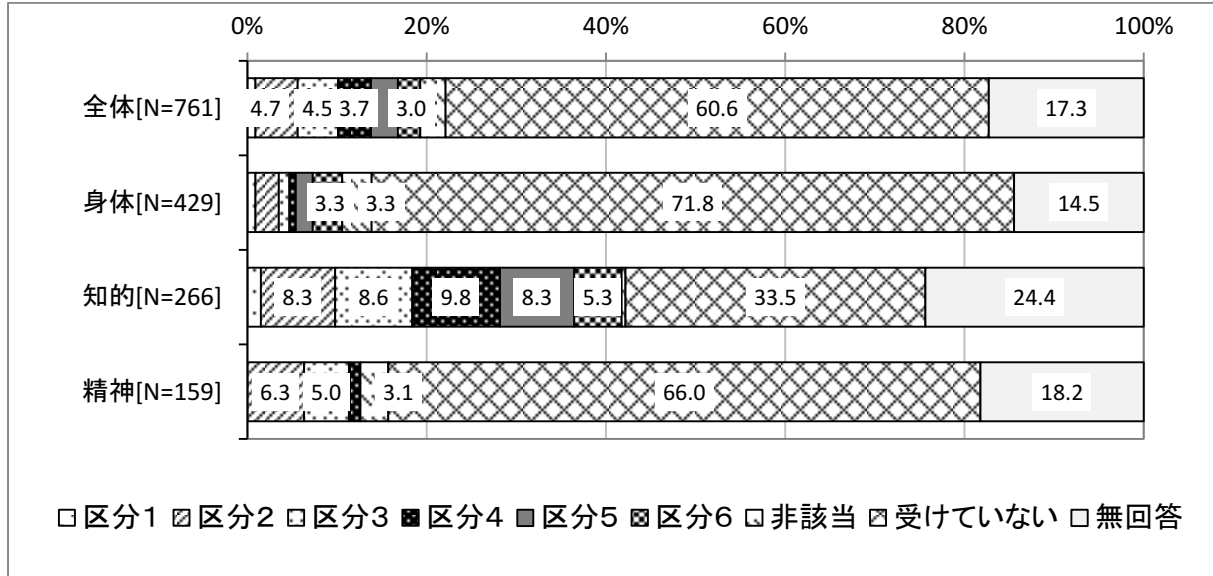
\*平成29年1月に郵送による配布・回収方法で実施。回収については、郵送のほか本調査専用ホームページを構築し、調査票ファイル(Microsoft Word)をダウンロードして回答を入力・保存後、メールで事務局に送信する方法の2種類で実施。

### ■ 注意点

- ◆ 回答は、各質問の回答者数(N)を基数とした百分率(%)で示しています。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%とならない場合があります。
- ◆ 複数回答の質問は、回答比率の合計が100.0%を超えます。
- ◆ 図表中、帯グラフでは、表示が煩雑になるため、3.0%未満の比率については数値表示を省略しています。
- ◆ 図表中、「N=」と表示されている数値は回答者数、それ以外の数値は回答比率の百分率(%)です。表示が煩雑になるため、%等の単位表示は省略しています。
- ◆ 図表中、表示が煩雑になることを避けるため、身体障害者手帳所持者は「身体」、療育手帳所持者は「知的」、精神障害者保健福祉手帳所持者は「精神」と表記しています。なお、重複手帳所持者がいるため、各手帳所持者数の合計は全体の回答者数を超えています。
- ◆ グラフ及び表のN数(number of case)は有効標本数(集計対象者総数)を表しています。

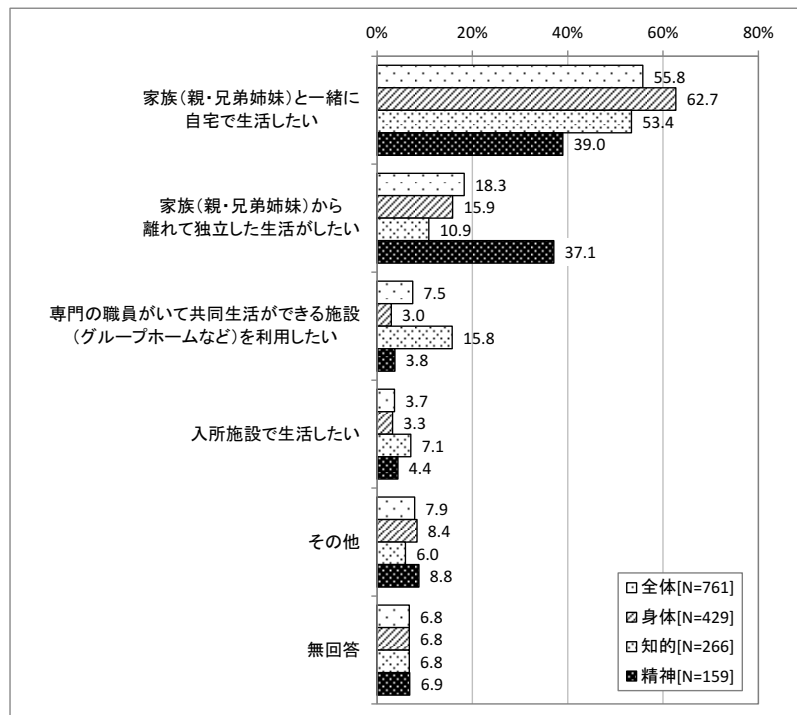
## ■ 障がい支援区分

※障がい支援区分の認定は、区分の認定を「受けていない」人が60.6%となっています。区分の認定を受けている人では、「区分2」が4.7%、「区分3」が4.5%となっています。



## ■ 将来生活したい場所

自分の希望がかなうとするなら、どのような場所で生活してみたいか聞いたところ、「家族（親・兄弟姉妹）と一緒に自宅で生活したい」が55.8%、「家族（親・兄弟姉妹）から離れて独立した生活がしたい」が18.3%となっています。精神障がいのある人は、「家族（親・兄弟姉妹）から離れて独立した生活がしたい」を希望する割合が高くなっています。



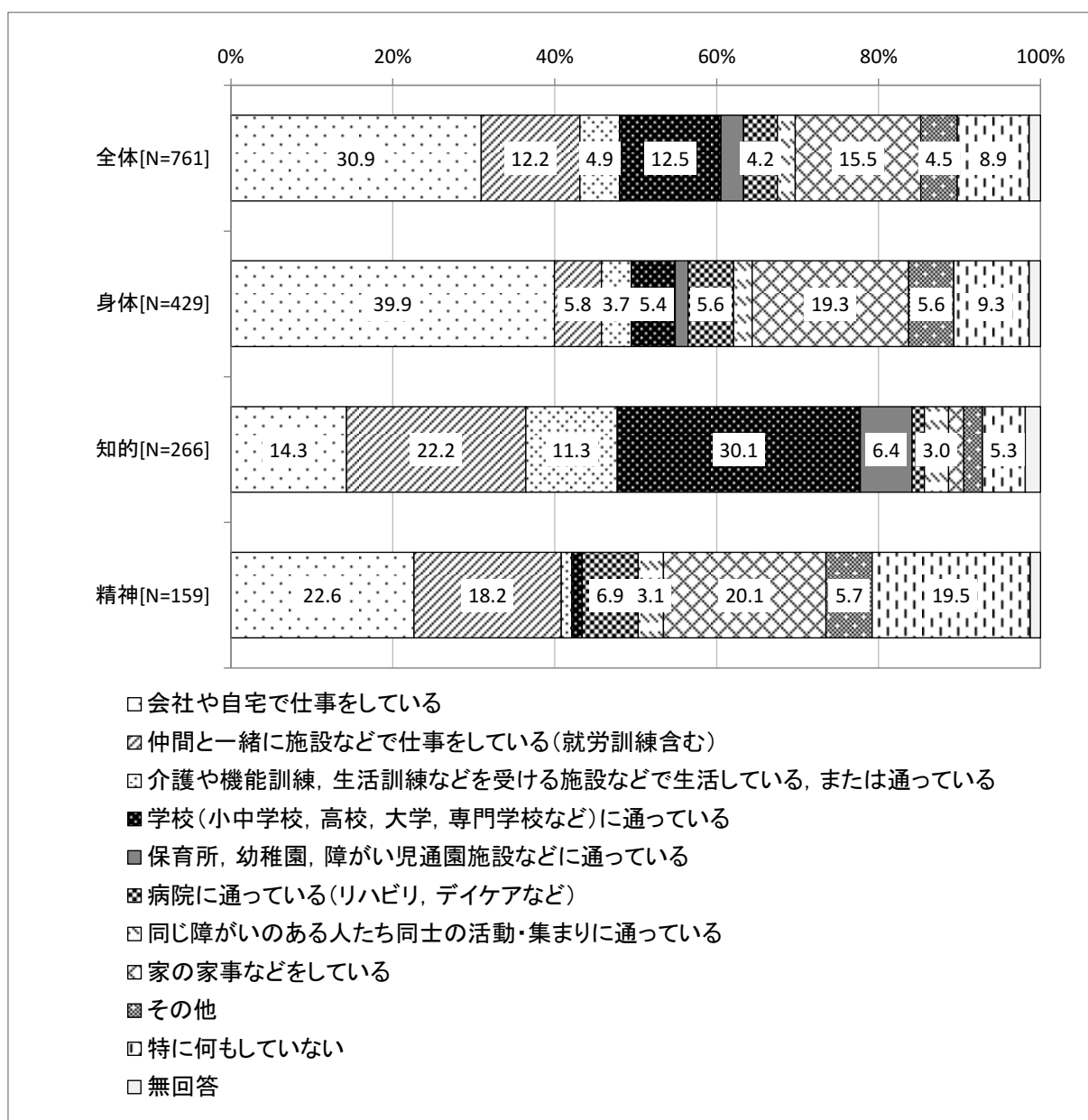
## ■ 平日の日中の主な過ごし方

平日、日中の主な過ごし方は、「会社や自宅で仕事をしている」が30.9%、「家の家事などをしてい

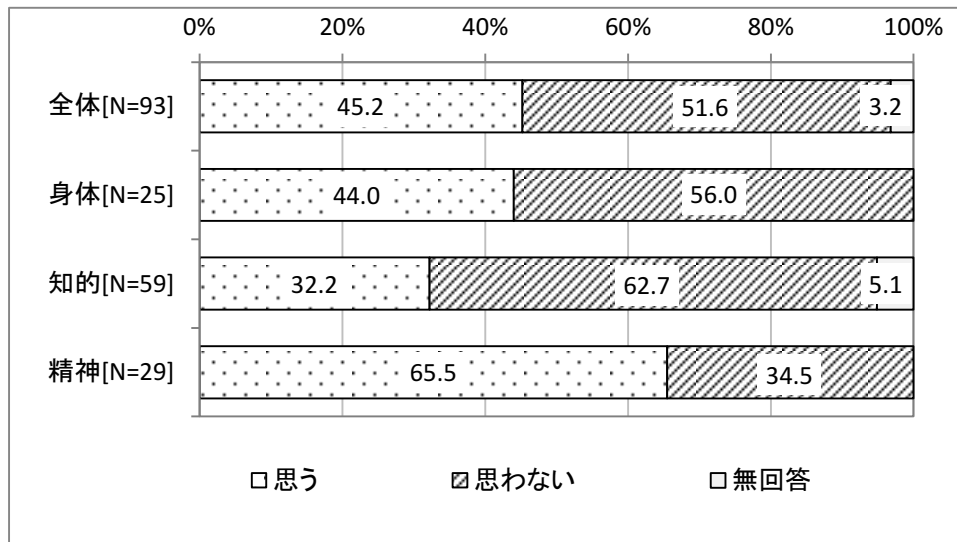
る」が15.5%、「学校（小中学校、高校、大学、専門学校など）に通っている」が12.5%となっています。身体障がいのある人は、「会社や自宅で仕事をしている」が39.9%、「家の家事などをしてい

る」が19.3%、知的障がいのある人は「学校（小中学校、高校、大学、専門学校など）に通っている」が30.1%、「仲間と一緒に施設などで仕事をしている（就労訓練含む）」が22.2%、精神障がいのある人では、「会社や自宅で仕事をしている」が22.6%、「家の家事などをしてい

る」が20.1%となっています。また、「特に何もしていない」の割合が精神障がいのある人では他の障がい種別に比べ高くなっています。



平日、日中の過ごし方で、「仲間と一緒に施設などで仕事をしている（就労訓練含む）」と回答した人に、一般就労（一般企業などで働く）の希望を聞いたところ、「思わない」が51.6%、「思う」が45.2%となっています。知的障がいのある人では「思わない」が62.7%、精神障がいのある人では「思う」が65.5%となっています。



■ 現在利用しているサービス（複数回答）

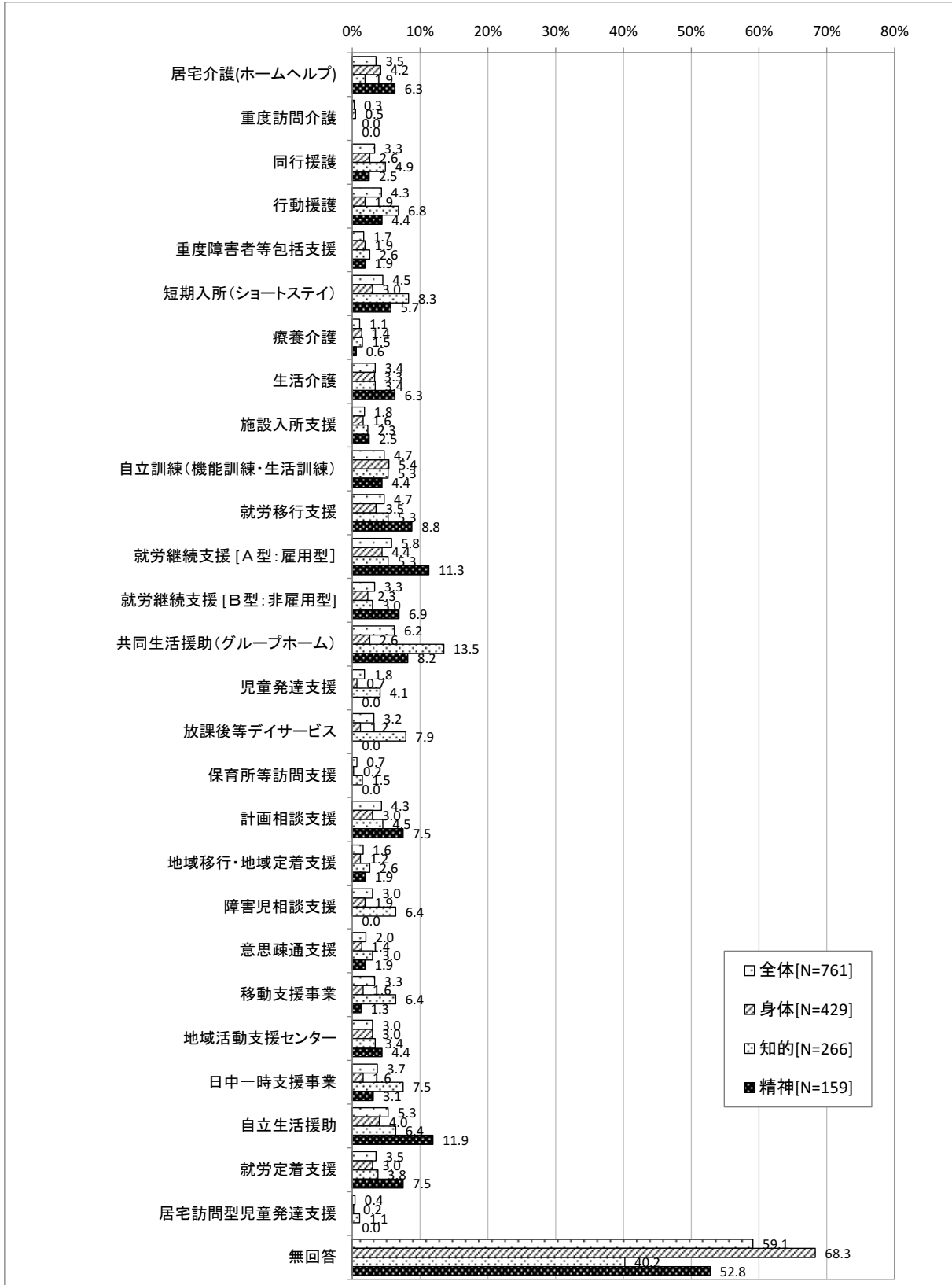
現在利用しているサービスは、障がい支援区分の認定を受けている人では、「計画相談支援」が37.2%、「移動支援事業」が35.7%、「短期入所（ショートステイ）」が26.4%、「生活介護」が25.6%となっています。17歳以下では、「放課後等デイサービス」が45.8%、「日中一時支援事業」と「児童発達支援事業」がそれぞれ16.8%となっています。

	全体	17歳以下	18歳以上で支援区分の認定を受けている人			
			認定者全体	18～39歳	40～59歳	60～64歳
N=	761	107	129	65	53	11
居宅介護(ホームヘルプ)	6.3	0.9	22.5	16.9	22.6	54.5
重度訪問介護	0.5		1.6	1.5	1.9	0.0
同行援護	1.7	0.0	4.7	6.2	3.8	0.0
行動援護	1.6	0.0	5.4	6.2	5.7	0.0
重度障害者等包括支援	0.7	0.0	0.8	0.0	0.0	9.1
短期入所(ショートステイ)	6.2	4.7	26.4	38.5	13.2	18.2
療養介護	0.7		1.6	1.5	1.9	0.0
生活介護	5.9		25.6	30.8	20.8	18.2
施設入所支援	4.5		13.2	4.6	24.5	9.1
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	2.5		7.8	7.7	9.4	0.0
就労移行支援	1.3		2.3	3.1	1.9	0.0
就労継続支援 [A型:雇用型]	3.8		3.1	3.1	1.9	9.1
就労継続支援 [B型:非雇用型]	6.3		18.6	18.5	22.6	0.0
共同生活援助(グループホーム)	1.8		7.8	6.2	11.3	0.0
児童発達支援	2.5	16.8				
放課後等デイサービス	6.6	45.8				
保育所等訪問支援	0.0	0.0				
地域移行・地域定着支援	0.1		0.8	1.5	0.0	0.0
計画相談支援	12.0	14.9	37.2	41.5	32.1	36.4
意思疎通支援	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0
移動支援事業	8.5	7.5	35.7	56.9	13.2	18.2
地域活動支援センター	2.8		5.4	9.2	1.9	0.0
日中一時支援事業	5.0	16.8	14.0	27.7	0.0	0.0
無回答	59.0	34.6	6.2	4.6	5.7	18.2



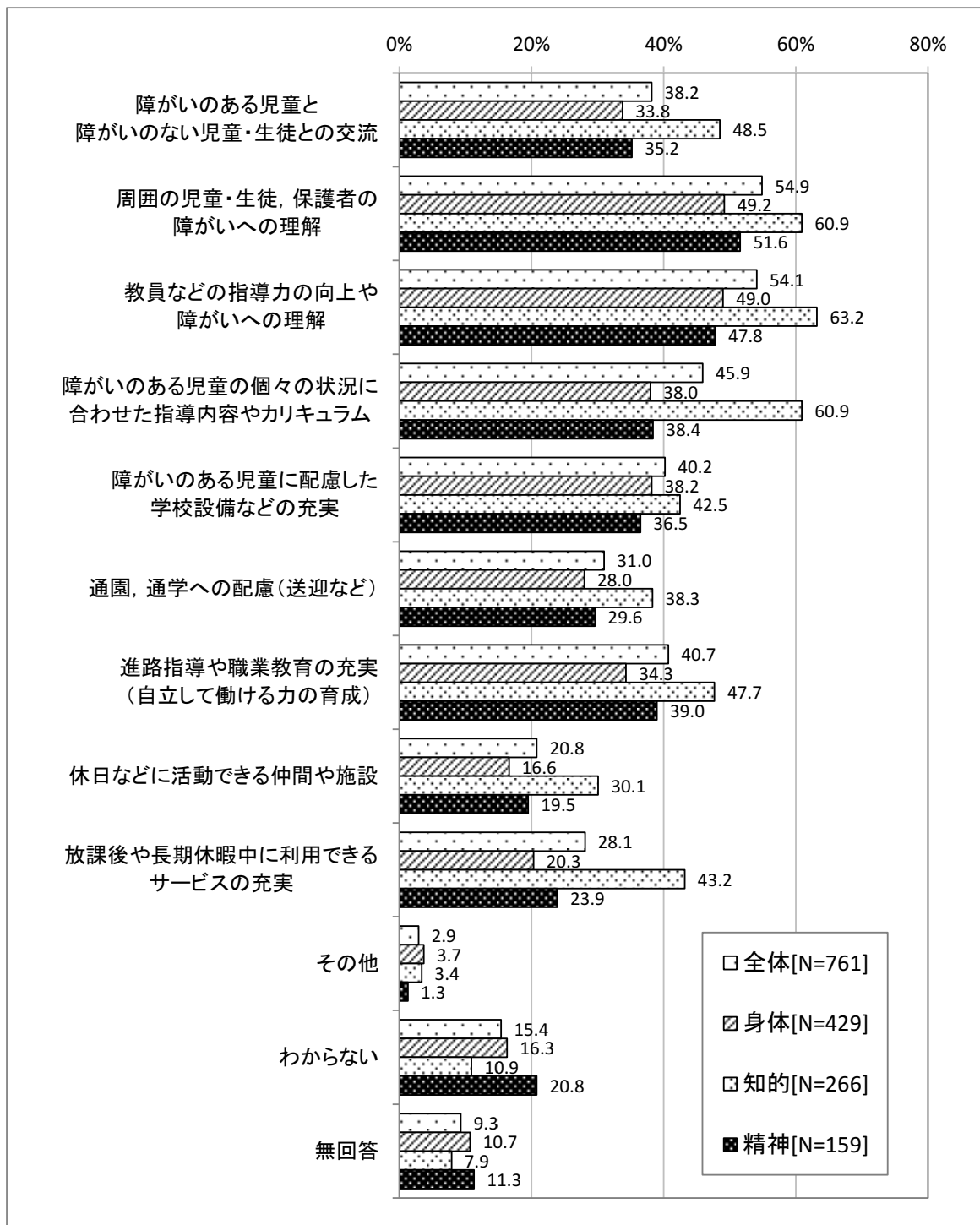
■ 今後3年以内に利用したいサービス（複数回答）

今後3年以内に利用したいサービスは、「共同生活援助（グループホーム）」が6.2%、「就労継続支援 [A型：雇成型]」が5.8%、「自立生活援助」が5.3%となっています。



■ 保育や教育について今後特に必要と思うもの（複数回答）

保育や教育について今後特に必要と思うものは、「周囲の児童・生徒，保護者の障がいへの理解」が54.9%、「教員などの指導力の向上や障がいへの理解」が54.1%、「障がいのある児童の個々の状況に合わせた指導内容やカリキュラム」が45.9%となっています。



## 6 インタビュー調査の結果

### (1) 障がい者相談支援事業所・障がい福祉サービス提供事業所

#### ■ 調査の目的

本調査は、芦屋市第5期障害福祉計画等策定の基礎資料とすることを目的に、障がい者相談支援事業所、障がい福祉サービス提供事業所へヒアリングを実施し、各事業所における実態や課題などの把握を行いました。

#### ■ 調査対象

障がい者相談支援事業所 4か所

障がい福祉サービス提供事業所 5か所

#### ① 人材の育成と確保

##### 【主な意見】

##### 【障がい者相談支援事業所】

- ・相談員の募集をするが、応募者が集まらない
- ・相談員が定着しない
- ・対応件数の増加や、対象者によっては、対応に長い時間を要することがあり、担当する全ての対象者に十分に時間を掛けた対応が難しくなっている
- ・※多くの課題を抱える家族、他機関調整、連携を必要とする対象者への対応等単独での対応が困難な場合がある

##### 【障がい福祉サービス提供事業所】

- ・職員の募集をするが、応募者が集まらないため、担い手や支援者の人材不足が生じている
- ・個人の特性に応じた対応が必要なため、専門的な人員を育てる必要がある

#### 課題

- 障がい福祉サービスの担い手不足と支援者の不足への対応
- 相談支援専門員及びサービス提供従事者の人材の確保を支援するとともに、定着するような体制の整備
- 専門的な知識や技術の習得の場の確保

## ② 医療的ケアの必要な児童への支援

### 【主な意見】

#### 【障がい福祉サービス提供事業所】

- ・現在は施設環境とスタッフの力量が不足しているため、医療的ケアの必要な児童を事業所で受け入れられない状況である（施設環境の改善は困難であり、またスタッフのスキルアップも事業所内では難しい）

### 課題

- 医療的ケアにも対応できるように、スタッフのスキルアップができる環境づくり

## ③ 他事業所・関係機関との連携

### 【主な意見】

#### 【障がい者相談支援事業所】

- ・保健福祉センターで業務をしていることで、同じ施設内にいる他機関が実施している他の事業との関わりも多く、連携しやすい環境にある
- ・計画相談の必要性等の理解が乏しいことで連携がとりにくいことがある
- ・市内の新たな社会資源が開設された場合には、行政から情報提供があるとよい
- ・発達障がいや経済的困窮に関する相談が増加している

#### 【障がい福祉サービス提供事業所】

- ・計画相談支援の相談支援専門員がいることで、困りごとを相談できて心強い
- ・成長に伴って利用するサービスが変わることで、事業所も変更することが多いため、障がい福祉サービスの種別にかかわらず、他の事業所との連携ができるようになりたい
- ・事業所間の交流がないため、事例の検討や研修によるノウハウの共有、合同活動等ができる場がほしい
- ・利用者も含めた他事業所との交流があるとよい
- ・児童に対する支援では対象児童の年齢により、保護者からの希望が、学習支援から就労支援まで求められるため、それぞれの支援に応じて、教育機関、就労支援機関等との連携があれば、保護者が安心する
- ・事業所が悩みや困りごとを気軽に相談できる場があるとよい

### 課題

- 事業所間の情報共有や協議、相談ができる場の確保
- 各機関の役割など相互理解を踏まえた支援を行う関係機関との連携強化
- 相談内容に応じた関係する専門機関との連携
- 障がい者基幹相談支援センター機能の充実

#### ④ サービスの継続性と利用しやすさ

##### 【主な意見】

##### 【障がい者相談支援事業所】

- ・介護保険事業所に比べて障がい福祉サービス提供事業所数が少ないので、障がいのある人を対象とした事業所が増加するとサービスを提供しやすくなる

##### 【障がい福祉サービス提供事業所】

- ・障がいのある人と高齢者の双方に対応できるようにしている
- ・必要なサービスを受けるために事業所を変えるのではなく、慣れた場所で必要なサービスが受けられるようにしたい



##### 課題

- ※ライフステージを通じた支援体制の整備
- ※共生型サービスの活用，事業所の拡大

## ⑤ 地域生活を支えるために必要なサービス

### 【主な意見】

#### 【障がい者相談支援事業所】

- ・市内に緊急時及びレスパイトのためのショートステイを利用できる社会資源が必要

#### 【障がい福祉サービス提供事業所】

- ・社会参加（通所，通学，通勤時の送迎）のための移動支援（交通費の支給など）があるとよい
- ・同じ障がいのある人が交流できる成人向けのサークル活動など新しい交流の場があるとよい
- ・災害時に対する，事業所と行政の連携体制構築が必要ではないか
- ・意思表示が不明確でも，様々な施設や事業所を見学，体験し，より多くの選択肢の中で本人が意思決定できるように，意思決定支援をすることが必要
- ・支援に携わる職員が，意思決定支援について考える機会や研修を受けられる機会を設けてほしい
- ・障がい福祉サービス等の申請に至っていない人及び必要な支援を受けられていない人に対して，親亡き後を見据えた情報提供が必要（緊急・災害時要援護者台帳，放課後等デイサービス，成年後見制度などについて）
- ・小規模事業所にとって，利用者の状況に応じた多様なサービスを提供したいと思っても，必要な申請・経費の事務的なハードルが高く難しい
- ・必要なサービスを受けるために事業所を変えるのではなく，慣れた場所で必要なサービスが受けられるようにしたい

### 課題

- 本人の意思にそった活動の場の確保
- 本人の意思決定を支援することができる体制整備
- 緊急・災害時の支援体制の構築
- 共生型サービスの活用によるライフステージを通した支援体制の整備
- 幅広い情報提供システムの構築

## ⑥ 地域生活への移行のための課題

### 【主な意見】

#### 【障がい者相談支援事業所】

(住まいの確保について)

- ・家を借りる際、保証人になる人がおらず契約等が困難な場合がある
- ・障がいがあることが理由で入居が困難な場合があるため、障がいに関する正しい理解をしてくれる不動産屋が増えるとよい

#### 【障がい福祉サービス提供事業所】

(入所者の地域生活への移行について)

- ・利用者の家族が、地域移行や障がい福祉サービスに対する理解が深まることで、本人にもより良い支援やサービス提供ができると思われるため、家族を対象とした啓発活動が必要
- ・地域移行を推進するために職員体制を充実させたい
- ・施設入所や病院入院であっても、状態が安定した後は地域の生活に戻り、悪化したら施設や病院を利用するといった循環できるシステムができるとよい

### 課題

- 地域移行や障がい福祉サービスに関する幅広い情報提供システムの構築
- サービスの担い手と支援者の充足に向けた支援
- 安心して暮らすことができる住まいの確保支援
- \*障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の周知・啓発

## ⑦ 一般就労を進める上での課題

### 【主な意見】

#### 【障がい福祉サービス提供事業所】

- ・利用者及び家族には就労に向けて、利用するサービス提供事業所が変わることに対する大きな不安がある（就労移行支援事業所を介さずに一般就労へ移行できる体制を目指している）
- ・採用後に、抱えている問題や病状が明確になり、就労の継続が困難となることがあるため、事前に相談支援員と連携して本人の状態確認を行い、様々な業務の中から本人に合った仕事を探すようにしている
- ・一般就労への意向は、「したい」という人と、「もういい」という人に分かれている
- ・業務内容にかかわらず、事業所以外での就労体験の場が市内に広がるとよい

### 課題

- 就労支援にかかわる事業所間の情報連携や協議の場の確保
- 就労体験の機会や多様な就労先の確保

## ⑧ その他の意見

### 【主な意見】

#### 【障がい福祉サービス提供事業所】

- ・変更が予定されている制度や個別支援対応を学べる研修の場があればよい（市職員向けの研修を事業所も受講できるようになるとよい）
- ・地域との交流を進める（自治会の人や※民生・児童委員等と面識を持つ）きっかけがほしい
- ・地域との交流の場であっても、本人の特性によって困りごとが発生することがあるので、交流の場に支援者がいるとよい
- ・事業所において、地域を人のボランティアを気軽に受けられるような仕組みがあるとよい
- ・地域に開かれた事業所を目指しているため、気軽に入ってもらえる環境づくりを大事にしているが、一方で防犯との兼ね合いがあって難しい
- ・市内の居宅介護事業所を増やしてほしい

### 課題

- 幅広い情報提供システムの構築
- 共生型サービスの活用など事業所の拡大
- 地域との交流などの関係づくり



## (2) 介護保険施設

### ■ 調査の目的

ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障がいのある人等が共に利用できる「共生型サービス」が平成 30 年度より創設されます。本調査は、市内介護保険施設の障がい福祉サービスへの参入意向などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

### ■ 調査対象

※介護老人福祉施設 4か所

#### ① 障がい支援区分認定されている高齢者にサービスを提供する際の工夫点や課題

##### 【主な意見】

##### <利用者の障がい支援区分認定の状況>

- ・精神的に不安定な状態の背景にあるものが認知症などの疾患であるのか、障がいによるものか、また、診断名が明確でない場合もあり、判断が難しい
- ・利用者の中には、難病の方もおられ、すでにサービス提供を実施している

##### <工夫点>

- ・障がいに限らず、既往歴がわかる人にはあらかじめ対応方法等医師に相談をしている
- ・高齢者で行動障がいなどがみられることがあるので、経験豊富な担当者が対応するなど対応のノウハウはある
- ・夜間に不安定になる場合などは、入所前に夜間の様子を含め、生活状況について詳しく聞いている

##### <周囲との調和が難しい人への対応>

- ・認知症に起因するものも多いと思うので、服薬等に関して医師と相談しながら対応している
- ・※ケース会議を開催し、訪問看護師等から専門的な対応について、情報収集や知識の習得を行っている
- ・事業所内だけでなく、多職種を巻き込んで対応している
- ・精神的に不安定な状態になるなどの症状が出た際、対応方法について専門的な助言が受けられるとよい
- ・認知症による症状なのか精神疾患によるものか判断が難しい場合がある（必要に応じてケース会議を開催しているので、障がい者相談支援事業所や兵庫県健康福祉事務所などノウハウを持っている機関と連携していきたい）

## ② 障がいのある人へのサービス提供に向けたノウハウ・研修等のニーズ

### 【主な意見】

- ・ 医師（外科・内科・精神科）と連携がとれているため、特に問題なく相談できている
- ・ ヘルパーなどスタッフが対応方法について不安を持っているので、受け入れ側の知識や障がいのある人への対応方法などの研修の機会がほしい
- ・ 今後、※精神保健福祉士の資格が必要だと感じている
- ・ 今後、障がいのある人を受け入れることも想定されるので、障がい分野のノウハウやスキルが必要になると思う

### ③ 共生型サービスを実施する上での課題、共生型サービスの検討状況について

#### 【主な意見】

##### <検討状況>

- ・ 需要があることはわかるが、介護人材が不足している現状を考えると共生型サービスの提供は困難であると思う
- ・ 将来的に支援ができればと思っているので、関心はある
- ・ 障がい福祉サービス提供事業者等とはイベントや会議で接点はあるが、連携を取るような繋がりはないので、今後交流の機会を持ちたい

##### <報酬面での課題>

- ・ 障がい福祉サービスは介護保険サービスと比較し報酬単価が低いため、参入が難しい

##### <人材面での課題>

- ・ 長期で働ける人だけでなく、派遣職員の確保も難しい状況にある
- ・ 65歳になると介護保険サービスに切り替わることで、本人も家族も抵抗があると思うが障がい福祉サービス提供事業所が介護分野に参入すればその抵抗が軽減されると思う
- ・ 障がいのある人の特性と特性に応じた支援について、学んでいきたい

##### <サービス面での課題>

- ・ 利用者の精神面での課題をどれだけの確に把握することができるのか、また、それをどのようにアプローチしていくか
- ・ 共生型サービスの提供については、場所など施設環境を整えるのが難しい
- ・ 家族が抱え込んでいるケースも少なくないので、オープンに家族と医師がつながる仕組みがあればよい

##### <障がいのある人への支援>

- ・ 特別支援学校の卒業生など、障がいのある人をスタッフとして雇用しており、今後も支援が必要な人の全体像を理解してサービス提供できる人材として育成していくために、アドバイスできる人の配置が求められる
- ・ 事業所内に空きスペースがあるので、障がいのある人が作った作品を展示するなどの取組みから連携を図っていければよいと思う
- ・ 特別支援学校の実習の受け入れについて、声をかけてもらえれば、事業所内でも検討していきたい

### ④ 共生型サービスに参入するに当たり、行政に希望すること

#### 【主な意見】

- ・ 人件費の補助
- ・ 芦屋市での就職説明会の開催

## 第4章 成果目標の設定

### 1 施設入所者の地域生活への移行

#### 【第4期障害福祉計画の進捗状況】

第4期障害福祉計画の目標値は平成29年度末時点の施設入所者数72人から9人が地域へ移行し、また6人の施設入所者が減少することをそれぞれ見込んでいました。平成28年10月末時点で地域移行者数は9人、施設入所者数は5人減少しており、おおむね目標を達成しています。

#### 【国が示す成果目標】

- ・平成32年度（2020年度）末時点で、平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする
- ・平成32年度（2020年度）末時点の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上減少することを基本とする

#### 【第5期障害福祉計画の目標値】

本市では、国の基本指針を踏まえつつ、施設入所者数の目標値については国指針の倍の4%に設定するものとします。したがって、平成32年度（2020年度）末までの地域移行者数7人（基準人数67人の10%）、施設入所者数が3人（基準人数67人の4%）減少することを目標値として設定します。

項目	数値	考え方
基準時点の施設入所者数（A）	67人	平成28年度末の施設入所者数
【目標年度】 平成32年度（2020年度） 施設入所者数（B）	64人	平成32年度（2020年度）末時点の施設入所者数
【平成32年度（2020年度） 目標値】 地域生活移行者数（C）	7人 10%	施設入所から地域生活に移行した人の数 $(C) \div (A) \times 100$
【平成32年度（2020年度） 目標値】 施設入所者の減少数	3人 4%	$(A - B)$ $(A - B) \div (A) \times 100$

## 2 ※精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【国が示す成果目標】

- ・平成 32 年度（2020 年度）末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置（障がい保健福祉圏域/市町村）
- ・平成 32 年度（2020 年度）末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上，65 歳未満）の設定（都道府県）
- ・平成 32 年度（2020 年度）末までの精神病床における早期退院率（入院後 3 か月時点の退院率 69%以上，入院後 6 か月時点の退院率 84%以上，入院後 1 年時点の退院率 90%以上）の設定（都道府県）

### 【第 5 期障害福祉計画の目標値】

国が示す成果目標のうち，保健・医療・福祉関係者による協議の場については，本市においても平成 32 年度（2020 年度）末までに設置するものとします。

障がい者基幹相談支援センターが取り組んでいる地域移行・地域定着支援についても，精神障がいのある人が入院している病院に対する働きかけを行うとともに，地域で安心して暮らせるよう体制整備も含め，総合的な支援を行うことができるよう県と目標達成に向け，連携を進めていきます。

項目	考え方
保健・医療・福祉関係者による協議会の場の設置	平成 32 年度（2020 年度）末までに設置

### 3 障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備

#### 【第4期障害福祉計画の進捗状況】

第4期障害福祉計画の目標として、平成29年度末までに各市町又は各<sup>\*</sup>障がい保健福祉圏域に地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備するとしていましたが、地域生活支援拠点等は整備できていない状況です。

#### 【国が示す成果目標】

平成32年度（2020年度）末までに地域生活支援拠点等を各市町村又は各障がい保健福祉圏域に少なくとも1か所整備する

#### 【第5期障害福祉計画の目標値】

本市では、平成30年度に開設予定の<sup>\*</sup>高浜町社会福祉複合施設に地域生活支援拠点等の整備を行うものとします。

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等整備数	1か所	平成30年度末までに整備

## 4 福祉施設から一般就労への移行

### 【第4期障害福祉計画の進捗状況】

第4期障害福祉計画の目標値は、平成29年度の福祉施設から一般就労への移行実績を12人としていましたが、平成28年度末時点で福祉施設から一般就労に移行した数は6人で、目標値とは大きく隔たりがあります。また、平成29年度末の就労移行支援利用者数を13人としていましたが、平成28年度末時点の就労移行支援利用者数は14人で、目標値を上回っています。\*就労支援者会議を定期的に開催し、公共職業安定所や阪神南障害者就業・生活支援センターと連携し、就労支援に取り組みます。

### 【国が示す成果目標】

- ・平成32年度（2020年度）末までに平成28年度実績の1.5倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする
- ・平成32年度（2020年度）末における就労移行支援利用者数が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す
- ・就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、平成32年度（2020年度）末までに全体の5割以上とすることを目指す
- ・各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを基本とする

### 【第5期障害福祉計画の目標値】

本市では、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標値について、平成32年度（2020年度）末の一般就労への移行実績を9人（基準人数6人の1.5倍）、また、就労移行支援の利用者数に関する目標については、平成32年度（2020年度）末の就労移行支援利用者数を17人（基準人数14人の2割以上増加）として設定します。

本計画より新たに目標設定された就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率については、国は80%を目標値としていますが、市内在住者で阪神南障害者就業・生活支援センターを通じた就職者の職場定着率が30%程度であることから、本市の実情を勘案し、50%を目標値として設定します。なお、就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を平成32年度（2020年度）末までに全体の5割以上とする目標については、本市の限られた社会資源の中での達成は困難であることから、目標値は設定せず、事業所や県と連携し、就労移行率が少しでも向上するよう努めていきます。

項目	数値	考え方
基準年度の一般就労移行者数 (A)	6 人	平成 28 年度の一般就労移行者数
【平成 32 年度(2020 年度) 目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数 (B)	9 人	平成 32 年度 (2020 年度) の一般就労移行者数
	1.5 倍	(B) ÷ (A)
基準時点の就労移行支援利用者数 (C)	14 人	平成 28 年度末時点の就労移行支援利用者数
【平成 32 年度(2020 年度) 末目標値】 目標時点の就労移行支援利用者数 (D)	17 人	平成 32 年度 (2020 年度) 末時点の就労移行支援利用者数
	21%	$((D) - (C)) \div (C) \times 100$
【平成 32 年度(2020 年度) 末目標値】 就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所を、全体の 5 割以上	—	事業所の実態を勘案し、数値目標は設定せず、就労移行率の向上に努める
【平成 32 年度(2020 年度) 末目標値】 就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率	50%	市内在住者で阪神南障害者就業・生活支援センターを通じた就職者の職場定着率に基づき設定



## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

### 【国が示す成果目標】

- ・平成 32 年度（2020 年度）末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする
- ・平成 32 年度（2020 年度）末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする
- ・平成 32 年度（2020 年度）末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とする
- ・平成 30 年度末までに、各都道府県、各障がい保健福祉圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする

### 【県が示す活動指標】

- ・平成 30 年度末までに教育と福祉の協議の場（\*1）の設置
- ・平成 32 年度（2020 年度）末までに、障がいのある児童の相談窓口（\*2）の設置

\*1 保育所等訪問支援等を実施する際に、事業所と学校現場の連携がうまく図られていない現実があることから、教育現場の職員と福祉現場の職員の相互理解を深め、障がいのある児童の支援を友好的かつ総合的に行うことが必要であるために実施します

\*2 障がいのある児童を支援する機関は、保健、医療、障がい福祉、保育、教育など様々な分野におよびますが、障がいのある児童（の家族）からの相談を総合的な見地から適切な分野につながる窓口が必要であり、その窓口は将来の※地域包括ケアシステムの中核となることを想定しています

### 【第 1 期障害児福祉計画の目標値】

国が示す成果目標を踏まえ、平成 30 年度末までに児童発達支援センターの設置、平成 32 年度（2020 年度）末までに保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、平成 30 年度末までに保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置に取り組みます。また、県が示す活動指標に基づき、平成 30 年度末までに教育と福祉の協議の場の設置、平成 32

年度（2020年度）までに障がいのある児童の相談窓口の設置に取り組みます。

なお、「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所確保すること」については、本市の限られた市域のなかに、すべての福祉資源を確保することが難しいため、阪神南障がい保健福祉圏域を中心に他市との連携強化を目指します。

項目	数 値	考 え 方
児童発達支援センターの整備	1か所	平成30年度末までに整備
保育所等訪問支援の体制の構築	—	平成32年度（2020年度）末までに体制を構築
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	—	阪神南障がい保健福祉圏域を中心に他市との連携強化を図り、サービスを受けることができる体制を構築
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場	—	平成30年度末までに協議の場を設定
教育と福祉の協議の場の設置	—	平成30年度末までに協議の場を設定
障がいのある児童の相談窓口の設置	—	平成32年度（2020年度）末までに整備

## 第5章 障がい福祉サービス等の見込量の設定

### 1 法定サービス

#### (1) 訪問系サービス

##### 【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいにより常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護など、外出する際に必要な援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、行動に著しい困難を有する人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などの複数のサービスを包括的に提供します。

##### 【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
居宅介護 重度訪問介護	時間/月	4,362	4,553	4,689	4,834
同行援護、行動援護 重度障害者等包括支援	人/月	148	151	152	155

\*平成 29 年度は見込み

### 【訪問系サービス見込量確保の方策】

○第4期障害福祉計画に引き続き訪問系サービスの利用が伸びていることから、今後も利用の増加が見込まれます。共生型サービスの創設に伴い、介護保険サービス提供事業所（訪問介護事業所）等の移行促進を図るなど、障がいのある人が安心してサービスが利用できるよう、基盤整備に努めます。また、身体障がいや知的障がい、精神障がいの特性を十分理解し、対応できる従事者（ヘルパー）の養成・確保も重要であることから、県と連携し、研修会の情報発信など人材育成の取り組みを進め、サービスの質の向上に努めます。

## （２） 日中活動系サービス及び訓練・就労系サービス

### ① 生活介護

#### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

#### 【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
生活介護	人日/月	2,979	3,077	3,109	3,135
	人/月	152	157	159	161

\*平成 29 年度は見込み

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

【サービスの概要】

サービス名	内 容
自立訓練 （機能訓練） （生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 機能訓練は、地域生活を営む上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な身体障がいのある人、難病の人などが対象となります。生活訓練は、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がいのある人及び精神障がいのある人が対象となります。

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	見込み量			
		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
自立訓練（機能訓練）	人日/月	25	25	25	25
	人/月	2	2	2	2
自立訓練（生活訓練）	人日/月	127	127	129	131
	人/月	9	9	10	10

\* 平成 29 年度は見込み

③ 就労移行支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、適性に合った職場への就労・定着を図るなどの支援を行います。

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	見込み量			
		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
就労移行支援	人日/月	365	391	412	430
	人/月	18	19	20	20

\* 平成 29 年度は見込み

④ 就労継続支援（A型）

【サービスの概要】

サービス名	内容
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型については、雇用契約に基づいて就労することが可能な65歳未満の人が対象となります。

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	見込み量			
		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
就労継続支援（A型）	人日/月	899	950	989	1,021
	人/月	52	56	59	61

\*平成29年度は見込み

⑤ 就労継続支援（B型）

【サービスの概要】

サービス名	内容
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人、一定の年齢に達している人などに対し、一定の賃金水準のもとで就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図るなどの支援を行います。B型については、就労経験のある人や、就労移行支援事業等を利用したが一般就労が難しいと判断された人などが対象となります。このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識・能力が高まった人は、就労継続支援A型や一般就労への移行を目指します。

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	見込み量			
		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
就労継続支援（B型）	人日/月	1,501	1,633	1,690	1,741
	人/月	88	95	98	100

\*平成29年度は見込み

⑥ 就労定着支援【平成 30 年度より新設】

【サービスの概要】

サービス名	内 容
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている人への課題解決に向け、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
就労定着支援	人/月	—	1	2	3

⑦ 療養介護

【サービスの概要】

サービス名	内 容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。長期入院による医療的ケアが必要な方が対象となります。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
療養介護	人/月	6	7	7	7

\*平成 29 年度は見込み

⑧ 短期入所

【サービスの概要】

サービス名	内 容
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。介護者のレスパイトサービスとしての役割も担います。

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	見込み量			
		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
短期入所	人日/月	223	225	226	227
	人/月	40	41	42	43

\* 平成 29 年度は見込み

【日中活動系サービス及び訓練・就労系サービス見込み量確保の方策】

○「生活介護」、「短期入所」については、利用者数、利用日数が増加しており、今後も施設や病院からの地域移行者の増加等が見込まれ、利用ニーズも引き続き増えていくことが想定されます。計画期間中に新たにサービス提供体制の整備も見込まれることから、サービス提供事業所との連携や情報提供等必要な基盤の確保を図ります。

なお、医療的ケアが必要な人の「医療型短期入所」については、実施における課題の整理を行い、市立芦屋病院と連携し、検討していきます。

○「自立訓練」については、機能訓練、生活訓練ともほぼ横ばいとなっています。今後も地域移行が推進されていくことによって、新たな利用者があることも想定されるため、利用ニーズの把握に努め、近隣自治体やサービス提供事業所と連携し、必要量の確保を図ります。

○「就労移行支援」「就労継続支援A型・B型」については、いずれのサービスも利用者数、利用日数は増加しています。「就労継続支援A型・B型」の増加が予想されることや、計画期間中に新たなサービス提供体制の整備も見込まれることから、必要な基盤の確保を図りつつ、阪神南障害者就業・生活支援センターや相談支援専門員と連携を図り、本人の適正や希望に沿った仕事ができるよう、きめ細やかな支援を行います。また、「※国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき定めた、本市の調達方針にのっとり、障がい者就労施設等からの物品や役務の調達を推進していきます。

○「療養介護」については、利用ニーズを把握しつつ、関係機関及びサービス提供事業所と連携し、必要量の確保を図ります。



### (3) 居住系サービス及び相談支援サービス

#### ① 共同生活援助（グループホーム）

##### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を営む住居で、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護などの支援、相談その他の日常生活上の援助を行います。

##### 【サービスの見込み量】

サービス名	単位	見込み量			
		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
共同生活援助	人/月	41	47	53	53

\* 平成 29 年度は見込み

#### ② 施設入所支援

##### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

##### 【サービスの見込み量】

サービス名	単位	見込み量			
		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
施設入所支援	人/月	66	65	64	64

\* 平成 29 年度は見込み

③ 自立生活援助【平成 30 年度より新設】

【サービスの概要】

サービス名	内 容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）を利用していた障がいのある人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
自立生活援助	人/月	—	1	1	2

④ 計画相談支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人を対象に、サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定前後の連絡調整及び「サービス等利用計画」の作成を行うとともに、作成された「サービス等利用計画」が適切かどうか定期的なモニタリングを行います。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
計画相談支援	人/月	132	136	140	143

\* 平成 29 年度は見込み

⑤ 地域移行支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人を対象に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援など、施設・病院から退所・退院して地域生活に円滑に移行できるように支援を行います。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
地域移行支援	人/月	1	2	3	3

\*平成 29 年度は見込み

⑥ 地域定着支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容
地域定着支援	障がい者支援施設等や精神科病院から退所・退院した人や、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人などを対象に、地域生活が継続できるように常時の相談や緊急時の訪問などの支援を行います。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
地域定着支援	人/月	0	1	1	2

\*平成 29 年度は見込み

### 【居住系サービス及び相談支援サービス見込量確保の方策】

- 「共同生活援助（グループホーム）」については、利用者数が増加している状況となっています。今後も障がい者支援施設からの退所や精神科病院からの退院による地域生活への移行、家族介護者の高齢化や親亡き後も身近な地域で暮らすことができるよう、計画期間中の新規開設事業所等との連携により、利用ニーズに応じた必要量を確保します。
- 「計画相談支援」については、引き続き障がい福祉サービスを利用する人の増加が見込まれることから、事業者の参入を促進し、提供体制の充実を図ります。また、相談支援従事者に対する研修の情報提供等相談支援専門員の育成に努めます。
- 「地域移行支援」「地域定着支援」については、利用実績はありませんが、成果目標の達成に向け取り組みを推進する観点からも、相談支援事業所との連携により支援ニーズを捉え、必要な体制の確保を図ります。

## (4) 障がい児支援

### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
障害児相談支援	障がいのある児童が児童発達支援、放課後等デイサービス等を利用する際に、障害児支援利用計画を作成し、サービス利用後に一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
児童発達支援 医療型児童発達支援	日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う障がいのある児童の通所施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。
居宅訪問型児童発達支援 【平成 30 年度より新設】	重度の障がい等のために通所支援を利用することが困難な障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施するサービスです。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がいのある児童の自立促進、放課後等の居場所づくりを行うサービスです。
保育所等訪問支援	児童指導員や保育士が保育所等を訪問し、障がいのある児童や保育所職員等に対し、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービスです。

### 【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
障害児相談支援	人/月	55	61	66	72
児童発達支援	人日/月	394	407	417	425
	人/月	41	41	42	43
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	2
	人/月	0	0	0	1
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	—	0	0	2
	人/月	—	0	0	1
放課後等 デイサービス	人日/月	1,050	1,184	1,287	1,372
	人/月	131	149	161	172
保育所等訪問支援	人日/月	0	1	2	4
	人/月	0	1	2	4

\* 平成 29 年度は見込み

\* 「居宅訪問型児童発達支援」は平成 30 年度より新設

### 【障がい児支援サービス見込量確保の方策】

○現状では、「児童発達支援」の利用者数は横ばい、「放課後等デイサービス」の利用者数、利用量はともに増加傾向で推移しています。障がいのある児童の療育支援や生活支援において重要なサービスであることから、利用ニーズを把握しつつ、サービス提供事業所と連携し、必要な基盤の確保を図ります。なお、「放課後等デイサービス」は事業所数が急増しており、量的な確保が進んできたことから、今後は質的な向上の推進に努めます。

○「障害児相談支援」については、児童発達支援、放課後等デイサービスなどを利用する障がいのある児童に相談支援を実施し、適切な相談支援が提供できるように、相談支援事業所と連携し、必要な体制を確保します。

○「居宅訪問型児童発達支援」については、平成 30 年 4 月から新たに導入されるサービスになるため、今後利用ニーズを把握しつつ、必要な基盤の確保を図ります。

## 2 地域生活支援事業

### (1) 必須事業

#### ① 相談支援事業

##### 【サービスの概要】

サービス名	内容
相談支援事業	障がいのある人や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や、その早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

##### 【サービスの見込量】

サービス名		見込量			
		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
相談支援	障害者相談支援事業	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所
	自立支援協議会	実施	実施	実施	実施
	基幹相談支援センター	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等 機能強化事業		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

\* 平成 29 年度は見込み

#### ② 成年後見制度利用支援事業

##### 【サービスの概要】

サービス名	内容
成年後見制度 利用支援事業	親族がない等により本人による成年後見制度の申立てが困難な障がいのある人に、市が代わって成年後見審判の申立てを行います。また、費用の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人に、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

##### 【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
成年後見制度 利用支援事業	件/年	4	5	5	6

\* 平成 29 年度は見込み

③ 意思疎通支援事業

【サービスの概要】

サービス名	内容
意思疎通支援事業	聴覚、音声言語機能、視覚等の障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣、手話通訳者の設置等により、意思疎通の仲介等の支援を行います。また、読み書き（代読・代筆）情報支援員養成講習会を実施し、日常生活場面等において読み書きに支援が必要な人の支援者（読み書き情報支援員）の養成を行います。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1	1
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	回/年	205	209	213	217
読み書き（代読・代筆）情報支援員養成講習会	人/年	25	25	25	25

\* 平成 29 年度は見込み

④ 日常生活用具給付等事業

【サービスの概要】

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	障がいのある人の日常生活上の便宜を図るための用具について、給付又は修理を行います。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
介護・訓練支援用具	件/年	4	4	5	5
自立生活支援用具	件/年	9	10	10	11
在宅療養等支援用具	件/年	20	22	24	26
情報・意思疎通支援用具	件/年	30	30	30	30
排泄管理支援用具	件/年	1, 127	1, 130	1, 135	1, 140
住宅改修費	件/年	2	2	2	2

\* 平成 29 年度は見込み



⑤ 手話奉仕員養成研修事業

【サービスの概要】

サービス名	内 容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
手話奉仕員養成研修事業	人/年	10		20	

\* 平成 29 年度は見込み

⑥ 移動支援事業

【サービスの概要】

サービス名	内 容
移動支援事業	屋外の移動が困難な障がいのある人等に対して、社会参加を促進するため、外出のための支援を行います。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
移動支援事業	時間/年	40,844	42,083	43,360	44,675
	人/年	205	224	244	266

\* 平成 29 年度は見込み

## ⑦ 地域活動支援センター事業

### 【サービスの概要】

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。

### 【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
地域活動支援センターⅠ型	箇所/年	1	1	1	1
地域活動支援センターⅡ型	箇所/年	2	2	2	2
地域活動支援センターⅢ型	箇所/年	6	6	7	7

\*平成 29 年度は見込み

### 【必須事業の見込量確保の方策】

- 「相談支援事業」については、障がい者基幹相談支援センター及び平成 30 年度に設置予定の地域生活支援拠点等との連携を中心に、引き続きサービス提供事業所と連携し、必要な相談支援を実施します。また、自立支援協議会を中心に、障がいのある人が地域で安心して暮らすための体制づくりや、地域課題の解決に取り組みます。
- 「成年後見制度利用支援事業」については、\*権利擁護支援センター等との連携により、必要な人が適切に利用することができるよう、障がいのある人向けのリーフレットを活用した周知・啓発に努め利用の促進を図ります。また、成年後見制度の利用においては、意思決定支援を重視した後見活動が行われるよう、支援体制の構築に努めます。
- 「意思疎通支援事業」、「手話奉仕員養成研修事業」については、聴覚・音声言語機能・視覚等障がいのある人の意思疎通の向上を図る必要があることから、担い手となる読み書き（代読・代筆）情報支援員や手話奉仕員の養成研修を実施し、制度周知に取り組みます。また、障がいのある人の社会参加の促進に向け、市が主催する講演会等における、手話通訳、要約筆記者の派遣を積極的に実施します。
- 「日常生活用具給付等事業」については、在宅における障がいのある人の生活の質の向上に向け、利用ニーズを把握し、近隣市との連携を図りながら、障がいの特性に合わせた適切な用具の給付を行います。
- 「移動支援事業」については、障がいのある人の社会参加を支援するサービスとして今後もサービス量の増加が見込まれます。相談支援専門員等と連携し、サービスの目的に応じた利用促進を図ります。

## (2) 任意事業

### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
訪問入浴サービス事業	地域における重度障がいのある人の生活を支援するため、入浴サービスを提供し、重度障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業や自立訓練事業等を利用している人の社会復帰を促進するため、一定の要件を満たす場合に更生訓練費を支給します。
レクリエーション活動支援事業	レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がいのある人等がスポーツに触れる機会を提供するため、運動会等を開催し、障がいのある人等が社会参加を行うための環境の整備や必要な支援を行います。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がいのある人等のために、点訳、音声訳等により、行政情報等、障がいのある人が地域生活をするうえで、必要度の高い情報等を提供します。
自動車運転免許取得費助成事業	障がいのある人の就労と行動範囲の拡大等により、生活の向上を図るため、自動車の運転免許を取得するために要した費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	就労等に伴い自動車を取得し、その自動車を改造する必要がある場合、その改造費の一部を助成します。
日中一時支援事業	家庭の事情により、家族の支援が受けられないときや一時的な休息を目的に、知的障がいのある人の活動の場を社会福祉施設等で提供する事業です。
生活訓練等事業	障がいのある児童の生活の質的向上を図るため、日常生活上必要な訓練や指導等を行います。

### 【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
訪問入浴サービス事業	回/年	133	136	140	144
更生訓練費給付事業	人/年	19	19	20	20
レクリエーション 活動支援事業	人/年	5	375	390	400
点字・声の広報等 発行事業	人/年	28	33	38	43
自動車運転免許 取得費助成事業	人/年	1	2	2	2
自動車改造費助成 事業	人/年	1	2	2	2
日中一時支援事業	回/年	1,500	1,450	1,450	1,400
	人/年	55	54	54	53
生活訓練等事業	回/年	1,558	1,572	1,586	1,600
	人/年	178	185	192	200

\*平成 29 年度は見込み

\*平成 29 年度「レクリエーション活動支援事業」は、「芦屋市障がい児・者とのふれあい市民運動会」が中止のため、「兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会」参加者数のみ記載しています

### 【任意事業の見込量確保の方策】

- 任意事業については、障がいのある人等の日常生活、社会生活における自立した生活が行えるよう、必要な事業を実施するとともに、適切なサービス提供ができるよう事業の周知を図り、利用促進に努めます。
- 視覚に障がいのある人が必要な情報をより多く入手するために、点字や声の広報について、身体障害者手帳交付時に直接的な案内等の周知、登録勧奨を引き続き実施します。
- 「生活訓練等事業」については、障がい児機能訓練の利用者は年々増加しており、今後も利用希望の増加は見込まれます。利用ニーズを踏まえ、障がい児支援サービス提供事業所や、相談支援専門員、教育関係機関等と連携し、円滑な事業実施に努めます。

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 生活の自立を支える場の確保

アンケート結果から、8割近くの人が、家族と一緒に生活しており、その介護・介助の担い手は母親・父親・配偶者となっていることから、介護・介助者の高齢化や親亡き後の暮らし方に不安を感じる人は多いと考えられます。親亡き後に、どのような場所で生活をしてみたいかとの質問では、「専門の職員がいて共同生活ができる施設（グループホームなど）」と回答した人が多くなっています。

また、自分の希望がかなうとするなら、どのような場所で生活をしてみたいかとの質問では、「家族（親・兄弟姉妹）と一緒に自宅で生活したい」という回答が最も多く、一方、精神障がいのある人では「家族から離れて独立した生活がしたい」と希望する人が、他の障がいのある人に比べて多くなっています。

障がい福祉サービス提供事業所等へのインタビューでは、専門的な人材の育成と人材不足が課題となっていることから、現状では、地域生活を支える資源が不十分であり、障がいの重度化や、介護・介助者の高齢化、親亡き後に障がいのある人が希望する生活を続けることが困難となることが予測されます。

障がいのある人が自分の意思により、暮らしたい場所で、必要な支援を受けながら自立した生活ができるよう、グループホーム等の住まいの確保や、医療との連携、地域生活支援拠点等をはじめとした在宅を支えるサービスの充実、さらに、十分な<sup>\*</sup>アセスメントに基づいた計画相談支援の提供ができるよう環境を整備します。

### 2 サービス提供事業所間及び地域資源とのネットワーク

障がい福祉サービス提供事業所等へのインタビューから、保健福祉センター内で業務を行っている各事業所間の連携や障がい福祉サービス提供事業所が困ったことなどを相談支援専門員へ相談できる関係性が構築されています。また、スタッフのスキルアップやサービスの質の向上のため、一緒に事例検討やグループワークができるような研修など事業所間交流のニーズや、各サービス提供事業所等が個々に抱える悩みなどを相談出来る場を求める意見も出ていることから、サービス提供事業所間の連携について、検討するとともに各種研修会の情報提供等を積極的に行っていきます。

一方地域では、様々な団体による障がいのある人に関する研修会の開催や、社会福祉協議会など

によるボランティア活動の支援なども多数実施されています。

本市はサービス提供事業所などの地域資源が限られていることから、障がいのある人の地域生活を支えていくためにも、社会資源を有効につなぎ、効果的に対応できる体制を構築していくことが重要となります。

自立支援協議会などの協議の場を通じ、サービス提供事業者間及び地域資源とのネットワークづくりに取り組みます。

### 3 人材の確保・育成

障がい福祉サービス提供事業所へのインタビューでは、対応件数の増加や複雑化した事案への対応により、担当する対象者に対し、十分な時間をかけた対応が困難な状況があることが聞かれました。これは障がい福祉サービス提供事業所に限らず、介護保険施設においても同様の現状がみられています。

国が推進している「※我が事・丸ごと」地域共生社会の実現では、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことが求められています。

福祉人材の確保に向けた方策の検討と、介護保険施設における障がいのある人の就労や、障がい福祉サービス提供事業所等でのボランティアの活躍など、多様な人材がサービスの担い手となる状況を目指します。

また、障がい福祉サービス提供事業所、介護保険施設ともに障がいのある人への支援に必要な専門的な知識や技術に関する研修のニーズがあることから、分野を問わず、人材育成に資する研修会の情報提供や研修機会の確保に努めます。

### 4 障がいの理解促進

アンケート結果から、障がいのある人に対する地域の理解について、「どちらともいえない」・「あまり進んでいるとも思わない」という意見が4割近く、障がいのある人の就労を進めるために必要なこととして「職場に障がいのある人への理解があること」との回答が6割ありました。障がいのある人が地域で暮らし、安心して働くためには、周囲の人が障がいに対する理解を深めることが大切です。

また、学校教育においては、※インクルーシブ教育に取り組み、一定の評価がある一方で、保育や

教育について今後特に必要と思うものとして「周囲の児童・生徒，保護者の障がいへの理解」「教員などの指導力の向上や障がいへの理解」「障がいのある児童の個々の状況に合わせた指導内容やカリキュラム」が求められています。

地域生活支援事業の活用や小・中学生を対象とした福祉学習，障がいのある人と交流の機会を通して，地域・職場・学校において，障がいに対する理解が進み，障がいのある人がより活躍できるよう理解促進に取り組みます。

## 5 相談窓口や制度に関する広報・周知活動の充実

アンケート結果から，市の窓口・機関・事業等の認知状況について，「障がい者相談支援事業（福祉センター1階）」を知っている人が44.8%，「\*障がい者相談員の相談」を知っている人が22.6%などで，「どれも知らない」と回答した人が36.1%となっています。前回調査と比較すると，認知割合が増えているものもありますが，「知らない」という人も一定数おり，窓口等の周知の必要があります。

また，障がい施策で期待・重要視するものを尋ねると，「市役所からの福祉に関する情報をもっと多く，もっとわかりやすくする」と言った意見も多く，障がい福祉施策や制度の変更について，広く情報を伝える取り組みが求められています。

相談窓口や制度の広報・周知について，聴覚障がい・視覚障がい・知的障がいのある人への配慮を心がけるとともに，障がい福祉のしおりやホームページ等様々なツールを活用し，わかりやすく効果的な情報発信に努めます。

## 6 地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の地域づくりの取組

地域共生社会の実現に向けて，支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について，住民や福祉関係者などが「我が事」として考え，積極的に関わっていく意識を持つことが期待されています。

また，住民の身近な地域で把握された課題を「丸ごと」受け止める包括的な支援体制の構築が求められています。

本市においても，多様化，複合化している課題に対して，福祉のほか，医療，保健，雇用，就労，司法，産業，教育等，多岐にわたる連携体制を整備していくことで，地域住民も含めた多様な主体が包括的・総合的に「丸ごと」相談・支援できる体制の実現を目指します。

# 第7章 計画の推進体制

## 1 庁内の推進体制

この計画を推進するに当たっては、障がいのある人等のサービスを担う障がい福祉分野や児童福祉分野に限らず、保健・医療をはじめ、人権、雇用、教育、住宅等多様な分野との連携が必要となります。そのため、関係各課との連携、調整を図りながら計画を推進します。

## 2 地域との連携

この計画を推進していくに当たっては、地域の理解と協力が必要不可欠となります。そのため、自治会や社会福祉協議会をはじめ、医療機関等の関係機関、民生・児童委員や地域団体、障がい者団体、サービス提供事業所、企業等との連携を図ります。

## 3 県及び近隣自治体等との連携

この計画の推進に当たっては、サービスの調整や効果的なサービス提供基盤の整備、人材の育成、就労支援等、広域的な対応が必要となります。そのため、障がい保健福祉圏域である尼崎市や西宮市、さらには阪神地域である伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町及び兵庫県との連携を図ります。

## 4 計画の進行管理

本計画を着実に推進していくためには、計画の進捗管理を適切に行い、計画の評価や新たな課題への対応等を行っていくことが重要となります。そのため、「計画の立案（PLAN）」⇒「事業の実施（DO）」⇒「事業の評価・検証（CHECK）」⇒「計画の改善（ACT）」のPDCAサイクルによる循環的マネジメントを実施し、毎年度、目標達成状況、サービス利用量等の進行状況について取りまとめを行うとともに、自立支援協議会から意見を聴取し、計画の点検・評価を行うことで、着実な計画推進を図ります。PDCAサイクルによる点検・評価の結果については、市ホームページ等で公表します。



# 資料編

## 1 芦屋市第5期障害福祉計画等策定経過

開催（実施）日	開催（実施）事項	内 容
平成 28 年 12 月 5 日	第 1 回策定委員会	アンケート調査の内容について
平成 29 年 1 月 23 日 ～2 月 6 日	対象者意識調査	対象者 1,370 人を対象に郵送による調査実施及び関係団体等に対しインタビュー調査を実施
6 月 2 日	第 2 回策定委員会	アンケート結果報告
10 月 3 日	第 3 回策定委員会	芦屋市第 5 期障害福祉計画等素案の検討
10 月 26 日	第 4 回策定委員会	芦屋市第 5 期障害福祉計画等素案の検討
11 月 7 日	第 1 回推進本部幹事会	芦屋市第 5 期障害福祉計画等素案の検討
11 月 13 日	第 1 回推進本部会議	芦屋市第 5 期障害福祉計画等素案の検討
11 月 22 日	第 1 回社会福祉審議会	芦屋市第 5 期障害福祉計画等素案の報告
12 月 5 日	民生文教常任委員会	芦屋市第 5 期障害福祉計画等原案の報告
平成 29 年 12 月 17 日 ～平成 30 年 1 月 26 日	市民意見の募集	閲覧期間・意見募集期間
1 月 30 日	第 5 回策定委員会	パブリックコメントの結果報告 芦屋市第 5 期障害福祉計画等原案策定
1 月 31 日	第 2 回推進本部幹事会	芦屋市第 5 期障害福祉計画等原案の検討
2 月 6 日	第 2 回推進本部会議	芦屋市第 5 期障害福祉計画等原案の検討
2 月 14 日	第 2 回社会福祉審議会	芦屋市第 5 期障害福祉計画等原案の検討
2 月 22 日	民生文教常任委員会	芦屋市第 5 期障害福祉計画等原案の報告

## 2 芦屋市障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、芦屋市障害福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、芦屋市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他設置目的達成のため必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者又は団体から選出された者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療関係者
- (3) 障がい者関係団体
- (4) 社会福祉団体
- (5) 社会福祉事業従事者
- (6) 市民
- (7) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定の日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 4 副委員長は、委員長の指名により定める。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見等を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、障がい福祉に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

### 3 芦屋市第5期障害福祉計画策定委員会委員名簿

区分	氏名	所属団体・機関での役職名
学 識 経 験 者	◎木下 隆志	芦屋学園短期大学 幼児教育学科 准教授
保健・医療関係者	長 澤 豊	一般社団法人芦屋市医師会 理事
障がい者関係団体	七村 千里男	芦屋市身体障害者福祉協会 副会長
	朝倉 己作	NPO法人芦屋市手をつなぐ育成会 理事長
	木村 嘉孝	芦屋市身体障害児者父母の会 会長
	齊藤 登	芦屋家族会 会長
社会福祉団体	岡本 直子	芦屋市民生児童委員協議会 会長
	加納 多恵子	社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会 会長
社会福祉事業従事者	○堺 執	社会福祉法人三田谷治療教育院 理事 兼 経営企画室 室長
	三 芳 学	芦屋市障がい者基幹相談支援センター (社会福祉法人 芦屋市社会福祉協議会)
	福田 晶子	芦屋市自立支援協議会 (居宅介護事業所「すずな」代表)
市 民	遠藤 哲也	公募市民
	中尾 教子	公募市民
行 政	寺本 慎児	芦屋市福祉部長
オ ブ ザ ー バ ー	稲岡 由美子	芦屋健康福祉事務所 地域保健課長
敬称略 ◎委員長 ○副委員長		

## 4 芦屋市障害福祉計画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 芦屋市障害福祉計画を策定し、計画の実現を目指す施策を総合的に推進するため、芦屋市障害福祉計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 芦屋市障害福祉計画の策定及び総合的な推進に関すること。
- (2) 芦屋市障害福祉計画に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。
- 3 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部に、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、福祉部長をもって充て、副委員長は、福祉部社会福祉課長をもって充てる。
- 4 委員長は、幹事会を代表する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 7 委員長が必要と認めるときは、幹事会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第6条 幹事会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会員は、委員長が指名する。
- 3 部会長は、福祉部障害福祉課長をもって充てる。
- 4 部会長は、専門部会を主宰する。
- 5 部会長が必要と認めるときは、専門部会委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、障がい福祉に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 別表第 1 (第 3 条関係)

教育長  
技監  
企画部長  
総務部長  
総務部参事 (財務担当部長)  
市民生活部長  
福祉部長  
こども・健康部長  
都市建設部長  
都市建設部参事 (都市計画・開発事業担当部長)  
上下水道部長  
市立芦屋病院事務局長  
消防長  
教育委員会管理部長  
教育委員会学校教育部長  
教育委員会社会教育部長

## 別表第 2 (第 5 条関係)

企画部主幹 (総合政策担当課長)  
企画部市民参画課長  
総務部財政課長  
市民生活部人権推進課長  
市民生活部地域経済振興課長  
市民生活部保険課長  
福祉部地域福祉課長  
福祉部主幹 (社会福祉協議会担当課長)  
福祉部福祉センター長  
福祉部高齢介護課長  
福祉部主幹 (福祉公社担当課長)  
こども・健康部子育て推進課長  
こども・健康部主幹 (こども担当課長)  
こども・健康部健康課長  
都市建設部道路課長  
都市建設部防災安全課長  
都市建設部都市計画課長  
都市建設部住宅課長  
市立芦屋病院事務局総務課長  
消防本部総務課長  
教育委員会管理部管理課長  
教育委員会学校教育部学校教育課長  
教育委員会社会教育部生涯学習課長

## 5 芦屋市障害福祉計画推進本部員名簿

所属	氏名
【本部長】市長	山 中 健
【副本部長】副市長	佐 藤 徳 治
教育長	福 岡 憲 助
技監	宇 野 文 章
企画部長	稗 田 康 晴
総務部長	山 口 謙 次
総務部参事（財務担当部長）	脇 本 篤
市民生活部長	北 川 加 津 美
福祉部長	寺 本 慎 児
こども・健康部長	三 井 幸 裕
都市建設部長	辻 正 彦
都市建設部参事（都市計画・開発事業担当部長）	山 城 勝
上下水道部長	古 田 晴 人
市立芦屋病院事務局長	阪 元 靖 司
消防長	吉 岡 幸 弘
教育委員会管理部長	岸 田 太
教育委員会学校教育部長	北 尾 文 孝
教育委員会社会教育部長	川 原 智 夏



## 6 芦屋市障害福祉計画推進本部幹事会委員名簿

所属	氏名
【委員長】福祉部長	寺本 慎児
【副委員長】福祉部社会福祉課長	小川 智瑞子
企画部主幹（総合政策担当課長）	中西 勉
企画部市民参画課長	山田 弥生
総務部財政課長	岡崎 哲也
市民生活部人権推進課長	田中 尚美
市民生活部地域経済振興課長	船曳 純子
市民生活部保険課長	越智 恭宏
福祉部地域福祉課長	細井 洋海
福祉部主幹（社会福祉協議会担当課長）	鳥越 雅也
福祉部福祉センター長	岡田 きよみ
福祉部高齢介護課長	篠原 隆志
福祉部主幹（福祉公社担当課長）	中山 裕雅
こども・健康部子育て推進課長	伊藤 浩一
こども・健康部主幹（こども担当課長）	廣瀬 香
こども・健康部健康課長	近田 真
都市建設部道路課長	宮本 博嗣
都市建設部防災安全課長	石濱 晃生
都市建設部都市計画課長	白井 宏和
都市建設部住宅課長	田嶋 修
市立芦屋病院事務局総務課長	北條 晋
消防本部総務課長	小島 亮一
教育委員会管理部管理課長	山川 範
教育委員会学校教育部学校教育課長	荒谷 芳生
教育委員会社会教育部生涯学習課長	茶嶋 奈美

## 7 芦屋市社会福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)第4条の規定に基づき、芦屋市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

## 8 芦屋市社会福祉審議会委員名簿

平成 29 年 6 月 9 日現在

区分	氏名	所属・役職名等
学 識 経 験 者	◎ 中 田 智 恵 海	特定非営利活動法人 ひょうごセルフヘルプ支援センター代表
	○ 佐 々 木 勝 一	京都光華女子大学 教授
	都 村 尚 子	関西福祉科学大学 教授
	小野セレスタ摩耶	滋慶医療科学大学院大学 准教授
	河 盛 重 造	芦屋市医師会 副会長
市 議 会 議 員	畑 中 俊 彦	芦屋市議会 議長
	平 野 貞 雄	芦屋市議会 民生文教常任委員会 委員長
社会福祉団体等の代表	加 納 多 恵 子	芦屋市社会福祉協議会 会長
	田 中 航 次	芦屋市民生児童委員協議会 副会長
	大 島 三 郎	芦屋市老人クラブ連合会 会長
市 職 員	佐 藤 徳 治	芦屋市副市長

敬称略 ◎会長 ○副会長

## 9 用語解説

### 【あ行】

#### ■アセスメント

利用者の課題分析のため、本人の意思や生活実態などを正しく把握するために行われる評価・査定のこと。

#### ■インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等の強化や、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下で、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み。一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

#### ■多くの課題を抱える家族

同一家族内において、介護や障がい、子育てなど複数の課題を同時に抱えている家族。

### 【か行】

#### ■介護保険サービス

介護保険事業で提供されるサービス。訪問介護やショートステイ、デイサービスなどの「在宅サービス」、介護老人福祉施設などの「施設サービス」などがある。

#### ■介護保険施設

介護保険サービスで利用できる入所施設。介護施設としての「介護老人福祉施設」、リハビリを中心とした「介護老人保健施設」などがある。

#### ■介護老人福祉施設

常時介護が必要で自宅での生活が困難な高齢者が、入居して生活の支援、機能訓練、療養上の世話などを受けることができる施設。老人福祉法では、特別養護老人ホームと呼ばれている。

#### ■基本指針

障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために、厚生労働大臣が作成するもの。障害福祉計画・障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成する。

#### ■共生型サービス

同一の事業所で介護保険と障がい福祉のサービスを提供するサービス。ホームヘルプやデイサービス、ショートステイなどが対象とされている。障がいのある人が使い慣れた事業所を65歳になってもそのまま利用できることとあわせ、地域の需要に応じた介護保険・障がい福祉サービスを提供する事業所が増えることが期待される。

#### ■国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律

国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る。

#### ■ケース会議

病気やけが等から生じる生活上の様々な問題や不安、困りごとに対して支援を行うソーシャルワーカーや医師など援助に携わる者が集まって行う事例検討会。障がい当事者の将来を考えて、必要なサービスや支援策などについて検討する場。

#### ■権利擁護支援センター

保健福祉センター内にある高齢者・障がいのある人などの権利擁護に関する相談から支援までを一元的、専門的に対応する機関。

### 【さ行】

#### ■児童福祉法

児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努め、ひとしくその生活を保障し、愛護することを理念とし、児童保護のための禁止行為や児童福祉司・児童相談所・児童福祉施設などの諸制度について定めた法律。昭和22年（1947年）制定、平成28年（2016年）6月改正。

#### ■就労支援者会議

公共職業安定所や阪神南障害者就業・生活支援センター等関係機関が、障がいのある人の就労機会の拡大を図り、就労後も安定して働き続けることができる仕組みづくりを協議する会議。

#### ■障がい支援区分

障がいの多様な特性、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。

### ■障がい者基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がいのある人の相談を総合的に行い、また、地域の相談支援事業所間の連絡調整や関係機関と連携し、地域課題の解決を行う機関。

### ■障害者基本法

障がいのある人の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野への参加を促進するため、平成5年（1993年）に制定された。平成23年（2011年）8月に改正され、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目指す旨明記された。大きな改正点が障がいのある人の定義の拡大と合理的配慮概念の導入となる。

### ■障害者就業・生活支援センター

障がいのある人の雇用支援と生活支援を行う事業所。生活相談、就労相談、関係機関への同行支援などを行っている。

### ■障がい者相談員

障がいのある人の悩み事や困り事について、地域での相談・助言を行う。

### ■障がい者相談支援事業所

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日常生活での悩みや障がい福祉サービスの利用等について相談支援を行う事業所。

### ■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設した法律。平成18年（2006年）4月施行。平成24年（2012年）6月より名称変更（旧法律名は障害者自立支援法）。

### ■障がい保健福祉圏域

障がい福祉施策を進めるに当たって、単独の市町村では対応が困難な事業などを複数の市町村が連携を図りながら地域のニーズに対応したサービスを提供してため、県が複数の市町村ごとに圏域を設定する。

### ■障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された。平成 28 年（2016 年）4 月施行。

### ■精神障がい者地域移行推進連絡会議

精神障がいのある人が、住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、長期入院患者の地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進するための体制づくりを行う会議。

### ■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう医療（精神科医療、一般医療）、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に提供されるシステムの構築を目指す。

### ■精神保健福祉士

精神保健福祉士法に基づく国家資格であり、精神障がいのある人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練そのほかの援助を行う。

### ■成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」）を選ぶことで本人を法律的に支援する制度。判断能力に応じて「後見」、「補佐」、「補助」の 3 制度がある。中でも援助者が一般市民の場合を「市民後見人」、法人が援助者の場合を「法人後見」という。

### ■成年後見制度の利用の促進に関する法律

成年後見制度が十分に利用されていないことに鑑み、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとしている法律。平成 28（2016 年）5 月施行。

## 【た行】

### ■高浜町社会福祉複合施設

高浜町 1 番における市営住宅等大規模集約事業用地に建設される子ども・障がいのある人・高齢者など全世代を対象とした社会福祉複合施設。

## ■地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

## ■地域生活支援拠点等

障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人等の地域生活支援を推進する観点から、障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組み。

## ■地域包括ケアシステム

高齢者、障がいのある人、障がいのある児童など、地域生活を営むうえで支援を必要とするすべての人が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、住まい・医療・介護予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのこと。

## ■特別支援学級・通級指導教室

障がいのある幼児、児童、生徒対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うもの。少人数の学級編制を行い、きめ細かな指導を行う「特別支援学級」で受ける場合と、各教科の指導は主として通常の学級で受け、障がいに応じた指導を行う「通級指導教室」に通う場合がある。

## 【な行】

### ■ニーズ

一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求という意味で、欲求、必要、要求等と訳される。社会福祉の領域においては、社会生活を営むために必要な基本的要件の充足ができていない場合に発生する、よりよい生活を送るための課題。

## 【は行】

### ■バリアフリー

高齢者、障がいのある人の生活の妨げとなるバリア（障壁）を改善し、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。一般的には建物の段差等の「物理的なバリア」を指すことが多いが、「制度的なバリア」「文化・情報面でのバリア」「意識上のバリア」等があり、これらのバリアをなくしていくことが求められている。



## 【ま行】

### ■民生・児童委員

地域の中から選ばれ、自治体の推薦会を経て厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。自らも地域住民の一員として、地域を見守り、地域の身近な相談に応じ、必要な支援が受けられるよう専門機関とのつなぎ役も担う。また、児童福祉法により児童委員を兼ねる。

## 【ら行】

### ■ライフステージ

人生の各段階。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等に分けられる。

## 【わ行】

### ■我が事・丸ごと

地域住民が「他人事」ではなく、主体的に「我が事」として、自分たちの暮らす地域をより良くしようと支えあう地域づくりに取り組み、行政がその地域づくりを支援するとともに、「縦割り」ではなく、高齢者・障がいのある人・子ども等、分野をまたがって包括的・総合的に「丸ごと」相談できる支援体制の整備を行い、地域共生社会の実現を目指す仕組み。

---

芦屋市第5期障害福祉計画  
芦屋市第1期障害児福祉計画

発行年月：平成30年3月

発行：芦屋市

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

ホームページ <http://www.city.ashiya.lg.jp/>

編 集

芦屋市福祉部障害福祉課

TEL：(0797) 38-2043

FAX：(0797) 38-2160

芦屋市こども・健康部子育て推進課

TEL：(0797) 38-2045

FAX：(0797) 38-2190

---